

## 【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年12月10日

【中間会計期間】 第133期中(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

【会社名】 株式会社清水銀行

【英訳名】 THE SHIMIZU BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 山田 訓史

【本店の所在の場所】 静岡県静岡市清水区富士見町3番1号

【電話番号】 054(353局)5162番

【事務連絡者氏名】 理事総合統括部長 白川 直幸

【最寄りの連絡場所】 株式会社清水銀行東京事務所  
東京都中央区日本橋2丁目8番6号

【電話番号】 03(3246局)1855番

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 小林 学史

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社清水銀行東京支店  
(東京都中央区日本橋2丁目8番6号)

# 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

### 1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成17年度	平成18年度
		中間連結 会計期間	中間連結 会計期間	中間連結 会計期間	平成17年度	平成18年度
		(自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日)	(自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日)	(自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日)	(自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日)	(自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日)
連結経常収益	百万円	16,069	16,502	18,784	33,346	35,743
連結経常利益 (△は連結経常損失)	百万円	△7,425	2,167	623	△4,571	6,299
連結中間純利益 (△は連結中間純損失)	百万円	△6,568	1,373	730	—	—
連結当期純利益 (△は連結当期純損失)	百万円	—	—	—	△5,727	3,043
連結純資産額	百万円	65,501	69,921	68,203	66,529	70,637
連結総資産額	百万円	1,271,321	1,302,439	1,289,071	1,281,556	1,314,011
1株当たり純資産額	円	6,868.80	7,053.49	6,870.82	6,967.99	7,123.71
1株当たり中間純利益 (△は1株当たり中間純損失)	円	△688.70	143.84	76.52	—	—
1株当たり当期純利益 (△は1株当たり当期純損失)	円	—	—	—	△600.55	318.78
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益	円	—	143.81	68.30	—	—
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	円	—	—	—	—	304.27
自己資本比率	%	—	5.2	5.1	—	5.2
連結自己資本比率 (国内基準)	%	9.55	9.86	10.62	9.74	10.67
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	△40,721	16,411	△20,604	△28,170	△6,724
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	14,772	△38,434	545	33,496	△20,417
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△293	△291	△325	△211	5,420
現金及び現金同等物 の中間期末残高	百万円	59,496	68,534	48,742	—	—
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円	—	—	—	90,853	69,129
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,151 [465]	1,099 [470]	1,072 [484]	1,114 [464]	1,068 [469]

(注) 1. 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1 「(1)中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載してあります。

3. 連結純資産額および連結総資産額の算定にあたり、平成18年度中間連結会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用してあります。

4. 1株当たり純資産額は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が改正されたことに伴い、平成18年度中間連結会計期間から繰延ヘッジ損益を含めて算出してあります。

5. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出してあります。

6. 平成17年度中間連結会計期間及び平成17年度の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり中間(当期)純損失であるため記載してありません。

7. 連結自己資本比率は、平成18年度末から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出してあります。当行は国内基準を採用してあります。なお、平成18年度中間連結会計期間以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出してあります。



## (2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第131期中	第132期中	第133期中	第131期	第132期
決算年月		平成17年9月	平成18年9月	平成19年9月	平成18年3月	平成19年3月
経常収益	百万円	12,700	13,198	15,701	26,624	29,011
経常利益 (△は経常損失)	百万円	△7,436	2,037	531	△4,999	5,932
中間純利益 (△は中間純損失)	百万円	△6,526	1,376	720	—	—
当期純利益 (△は当期純損失)	百万円	—	—	—	△5,740	3,029
資本金	百万円	8,670	8,670	8,670	8,670	8,670
発行済株式総数	千株	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600
純資産額	百万円	65,035	66,754	65,018	65,939	67,412
総資産額	百万円	1,260,322	1,291,989	1,279,088	1,271,513	1,304,411
預金残高	百万円	1,177,726	1,181,626	1,195,407	1,188,323	1,194,038
貸出金残高	百万円	915,762	921,130	930,185	913,786	921,818
有価証券残高	百万円	260,987	277,181	249,855	241,789	257,366
1株当たり配当額	円	30	30	35	60	65
自己資本比率	%	—	5.2	5.1	—	5.2
単体自己資本比率 (国内基準)	%	9.32	9.54	10.33	9.43	10.38
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,043 [352]	994 [364]	972 [383]	1,010 [354]	968 [366]

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 純資産額および総資産額の算定にあたり、平成18年9月から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

3. 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。

4. 単体自己資本比率は、平成19年3月から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。

なお、平成18年9月以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

## 2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社における従業員数

平成19年9月30日現在

	銀行業務部門	リース業務部門	その他	合計
従業員数(人)	972 [383]	17 [5]	83 [96]	1,072 [484]

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員 484人を含んでおりません。  
2. 臨時従業員数は、〔 〕内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

### (2) 当行の従業員数

平成19年9月30日現在

従業員数(人)	972 [383]
---------	--------------

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員383人を含んでおりません。  
2. 臨時従業員数は、〔 〕内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。  
3. 当行の従業員組合は、清水銀行職員組合と称し、組合員数は 732人であります。  
労使間においては特記すべき事項はありません。  
4. 当行は、「執行役員制度」を導入しております。半期報告書提出日現在において、執行役員のうち従業員は5名であります。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### ・業績

##### <金融経済環境>

当中間期におけるわが国経済は、海外経済の拡大に伴う輸出の増加により、企業収益が好調を維持しているほか、雇用者所得の緩やかな増加のもと、個人消費が底堅く推移するなど、緩やかに拡大しました。こうした内外需要の増加を背景として、設備投資は引き続き増加しており、雇用環境の改善も進みました。

当行の主要営業基盤である静岡県経済につきましても、原材料高に伴う影響は一部業種に留まり、全体として企業収益は高水準で推移しました。輸出は自動車・同部品の東アジアや欧州向けを背景に大幅に増加しました。企業の設備投資は伸びを鈍化させてはいるものの増加基調で推移しました。個人消費は有効求人倍率が高水準で推移する等、雇用・所得環境の改善を背景に緩やかに回復しています。

金融環境につきましては、金融政策の動向や外部環境の変化を受け不安定に推移しました。長期金利は、日本銀行の追加利上げへの思惑から上昇する場面もありましたが、米国のサブプライム住宅ローン問題により世界的に株式市場が下落したことなどを受けて低下しました。株式市場も、日経平均株価が8月中旬に1万5千円台前半まで下落する場面もありましたが、その後は海外の株式市場が持ち直したことなどから、中間期末には1万6千円台後半まで回復しました。

このような中、地域金融機関においては、お取引先に対する経営支援や資金供給手段の多様化など、地域経済の活性化に資する継続的な取組みのほか、9月末の金融商品取引法の施行を受けお客さまに対してさらなる説明態勢の強化が求められております。

##### <銀行経営の基本方針>

当行では、地域金融機関として地域経済活性化への貢献を第一義としており、「健全経営」「地域共存」「活力ある風土づくり」という経営理念の下、地域のお客さまの更なる継続的発展のために、付加価値の高い金融サービスを提供してまいります。

また、株主の皆様やお取引先の皆様に対する適時適切な情報開示や企業説明会を通じて、当行の経営内容に対する理解を深めていただくとともに、銀行内部に向けては適切な経営管理の下、法令等遵守、お客さま保護の徹底及びリスク管理態勢の強化を図り、自己責任原則に基づいた経営を行っております。

##### <利益配分に関する基本方針及び当期の配当>

当行は、引き続き健全経営を推し進めるとともに、お客さまへの更なる利便性や情報等の提供により、地域のお取引先の資金需要にきめ細やかに対応することで、安定した収益を確保し、株主の皆様へ安定した配当を実施していくことを基本方針としております。

当行では、中間配当につきましては、9月30日を基準日として取締役会の決議により行うことと定款に定めておりますが、当中間期は上記の基本方針にしたがい、中間配当金を1株につき35円とさせていただきます。

なお、内部留保金につきましては、健全性確保の観点から自己資本の充実を図りつつ、営業戦略上必要な業務や設備等への経営資源の重点投入により有効に活用し、経営基盤の更なる強化に努めてまいります。

##### <目標とする経営指標>

平成19年4月より、2ヵ年の経営計画である第22次中期経営計画「MAKE NEW RELATION～地域とともに お客さまとともに～」をスタートさせ、人材育成を主軸としたリレーションシップバンキングの検証と追究により、平成21年3月期の目標計数をコア業務純益60億円、当期純利益35億円、連結Tier I 比率9.50%と定め、その実現に向けた諸施策を実行しております。

##### <中長期的な経営戦略>

第22次中期経営計画「MAKE NEW RELATION～地域とともに お客さまとともに～」では、経営環境の変化に機動的に対応するため、計画期間を2年間と決めました。当行の目指すべき銀行像を“進むべき方向の本質を理解した上

で、行員一人ひとりの資質が日々高まっていく銀行”と掲げ、行員の資質を高めることで、当行を取り巻く各ステークホルダーに対して、銀行業の本質に沿った質の高いサービスを提供していくことを目指しております。また、当面の経営方針として、「地域密着化」「人材の育成」に「風土改革」を追加し、常に検証を行い変革し続ける風土を組織に浸透させてまいります。

当中間連結会計期間における連結ベースの業績は以下の通りとなりました。

預金につきましては、前期末比19億23百万円増加の1兆1,909億62百万円となりました。個人預金の増強につとめ、エスパルス応援定期の販売やボーナスキャンペーン等を行ったことで、公共債・投資信託等を含めた個人預かり資産残高は前期末比294億5百万円増加の9,354億13百万円と大幅に増加しております。

貸出金につきましては、事業性貸出及び消費者ローン共に増加し、前期末比80億66百万円増加の9,226億52百万円となりました。

有価証券につきましては、中短期の国債を中心に金利リスクに配慮した運用に努め、収益性向上の観点からポートフォリオの見直しを行い、前期末比76億31百万円減少の2,500億38百万円となりました。

損益につきましては、経常収益は貸出金利息及び有価証券利息収入ならびに有価証券の売却益の増加により187億84百万円となりました。貸倒引当金の繰入額が増加した結果、経常利益は6億23百万円、中間純利益は7億30百万円となりました。

事業セグメント別の損益状況は、銀行業の経常収益は前年同期比25億3百万円増加して157億1百万円、経常費用は前年同期比40億9百万円増加して151億70百万円となり、この結果、経常利益は前年同期比15億6百万円減少して5億31百万円となりました。

また、リース業の経常収益は前年同期比1億6百万円減少して30億40百万円、経常費用は前年同期比76百万円減少して29億37百万円となり、この結果、経常利益は前年同期比30百万円減少して1億2百万円となりました。

#### <その他銀行経営上の重要な事項>

##### (1) 本部機能の集約及び本店営業部の新築移転について

平成19年6月、経営力の強化、グループ力の強化を目的として、本部機能の集約及び本店営業部の新築移転を決定いたしました。本店と事務センターに分かれている本部機能を1箇所に集約することで、ガバナンスの向上や迅速な意思決定を行うことの出来る態勢が強化されます。また、本店の新築により、今以上に地域のお客さまにご満足いただける金融サービスの提供を目指してまいります。

##### (2) 「草薙支店」の新築移転オープン

平成19年7月、草薙支店を新築移転いたしました。新店舗は、幹線道路沿いに位置し、相談ブースや応接室を拡充することで、より多くのお客さまの資産運用や融資のご相談に対応できる規模と機能を有しております。また、全自動貸金庫の設置やATMの稼働時間の延長、大幅に拡大した駐車スペースなど、地域のお客さまの利便性向上を図り、ゆとりある店舗レイアウトとしております。

・キャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローは、譲渡性預金の減少等により前年同期比 370 億 15 百万円減少の△206 億 4 百万円となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得による支出の減少及び売却による収入の増加から前年同期比 389 億 80 百万円増加し 5 億 45 百万円となりました。財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払増加等により前年同期比 33 百万円減少し△3 億 25 百万円となりました。以上の結果、「現金及び現金同等物」の中間期末残高は、前年同期比 197 億 91 百万円減少し 487 億 42 百万円となりました。



(1) 国内業務部門・国際業務部門別収支

国内業務部門の資金運用収支は9,469百万円、役務取引等収支は1,646百万円、その他業務収支は5百万円となりました。

また、国際業務部門の資金運用収支は175百万円、役務取引等収支は12百万円、その他業務収支は18百万円となりました。この結果、全体の資金運用収支は9,645百万円、役務取引等収支は1,659百万円、その他業務収支は23百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	9,299	199	—	9,498
	当中間連結会計期間	9,469	175	—	9,645
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	9,757	1,121	△2	10,876
	当中間連結会計期間	11,196	808	△9	11,995
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	458	922	△2	1,378
	当中間連結会計期間	1,726	633	△9	2,350
役務取引等収支	前中間連結会計期間	1,852	16	—	1,868
	当中間連結会計期間	1,646	12	—	1,659
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	4,558	22	—	4,581
	当中間連結会計期間	4,414	19	—	4,433
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	2,706	6	—	2,712
	当中間連結会計期間	2,767	6	—	2,773
その他業務収支	前中間連結会計期間	69	23	—	92
	当中間連結会計期間	5	18	—	23
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	604	23	—	627
	当中間連結会計期間	457	18	—	475
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	534	—	—	534
	当中間連結会計期間	451	—	—	451

(注) 1. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。

ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

2. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用(前中間連結会計期間 0百万円、当中間連結会計期間 1百万円)を控除して表示しております。

3. 資金運用収益及び資金調達費用の相殺消去額は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

(2) 国内業務部門・国際業務部門別資金運用／調達状況

国内業務部門の資金運用勘定平均残高は1,179,737百万円、利回りは1.89%、資金調達勘定平均残高は1,174,597百万円、利回りは0.29%となりました。また、国際業務部門の資金運用勘定平均残高は23,807百万円、利回りは6.77%、資金調達勘定平均残高は25,145百万円、利回りは5.02%となりました。

その結果、全体の資金運用勘定平均残高は1,196,797百万円、利回りは1.99%、資金調達勘定平均残高は1,192,995百万円、利回りは0.39%となりました。

① 国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	1,156,376	9,757	1.68
	当中間連結会計期間	1,179,737	11,196	1.89
うち貸出金	前中間連結会計期間	885,372	8,750	1.97
	当中間連結会計期間	894,388	9,800	2.18
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	290	1	0.89
	当中間連結会計期間	263	1	0.95
うち有価証券	前中間連結会計期間	250,203	985	0.78
	当中間連結会計期間	237,828	1,275	1.06
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	8,879	7	0.16
	当中間連結会計期間	37,213	97	0.52
うち預け金	前中間連結会計期間	2,024	0	0.01
	当中間連結会計期間	1,215	0	0.06
資金調達勘定	前中間連結会計期間	1,172,887	458	0.07
	当中間連結会計期間	1,174,597	1,726	0.29
うち預金	前中間連結会計期間	1,137,089	380	0.06
	当中間連結会計期間	1,159,889	1,673	0.28
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	28,319	6	0.04
	当中間連結会計期間	1,972	2	0.21
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	8,475	44	1.05
	当中間連結会計期間	7,563	43	1.16

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2. 国内業務部門は当行の国内店及び連結子会社の円建取引であります。

3. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間 49,611百万円、当中間連結会計期間 25,733百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前中間連結会計期間 997百万円、当中間連結会計期間 827百万円)及び利息(前中間連結会計期間 0百万円、当中間連結会計期間 1百万円)を、それぞれ控除して表示しております。

② 国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	30,647	1,121	7.29
	当中間連結会計期間	23,807	808	6.77
うち貸出金	前中間連結会計期間	8,927	258	5.76
	当中間連結会計期間	6,160	180	5.83
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち有価証券	前中間連結会計期間	20,746	211	2.03
	当中間連結会計期間	16,826	215	2.54
うちコールローン及び 買入手形	前中間連結会計期間	82	2	5.33
	当中間連結会計期間	3	0	4.06
うち預け金	前中間連結会計期間	6	0	0.03
	当中間連結会計期間	6	0	0.19
資金調達勘定	前中間連結会計期間	33,768	922	5.44
	当中間連結会計期間	25,145	633	5.02
うち預金	前中間連結会計期間	26,043	685	5.24
	当中間連結会計期間	17,999	468	5.18
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコールマネー及び 売渡手形	前中間連結会計期間	388	9	4.97
	当中間連結会計期間	377	10	5.33
うち借入金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しております。

2. 国際業務部門は当行の国内店の外貨建取引であります。

3. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間 3,120百万円、当中間連結会計期間 1,304百万円)を控除して表示しております。

③ 合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺 消去額 (△)	合計	小計	相殺 消去額 (△)	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	1,187,024	△7,320	1,179,703	10,879	△2	10,876	1.83
	当中間連結会計期間	1,203,545	△6,747	1,196,797	12,005	△9	11,995	1.99
うち貸出金	前中間連結会計期間	894,299	—	894,299	9,008	—	9,008	2.00
	当中間連結会計期間	900,549	—	900,549	9,980	—	9,980	2.21
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	290	—	290	1	—	1	0.89
	当中間連結会計期間	263	—	263	1	—	1	0.95
うち有価証券	前中間連結会計期間	270,950	—	270,950	1,197	—	1,197	0.88
	当中間連結会計期間	254,654	—	254,654	1,490	—	1,490	1.16
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	8,962	—	8,962	9	—	9	0.21
	当中間連結会計期間	37,216	—	37,216	97	—	97	0.52
うち預け金	前中間連結会計期間	2,030	—	2,030	0	—	0	0.01
	当中間連結会計期間	1,221	—	1,221	0	—	0	0.06
資金調達勘定	前中間連結会計期間	1,206,655	△7,320	1,199,335	1,380	△2	1,377	0.22
	当中間連結会計期間	1,199,743	△6,747	1,192,995	2,359	△9	2,350	0.39
うち預金	前中間連結会計期間	1,163,133	—	1,163,133	1,066	—	1,066	0.18
	当中間連結会計期間	1,177,888	—	1,177,888	2,141	—	2,141	0.36
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	28,319	—	28,319	6	—	6	0.04
	当中間連結会計期間	1,972	—	1,972	2	—	2	0.21
うちコールマネー及 び売渡手形	前中間連結会計期間	388	—	388	9	—	9	4.97
	当中間連結会計期間	377	—	377	10	—	10	5.33
うち借入金	前中間連結会計期間	8,475	—	8,475	44	—	44	1.05
	当中間連結会計期間	7,563	—	7,563	43	—	43	1.16

(注) 1. 相殺消去額は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息であります。

2. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間 52,732百万円、当中間連結会計期間 27,038百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前中間連結会計期間 997百万円、当中間連結会計期間 827百万円)及び利息(前中間連結会計期間 0百万円、当中間連結会計期間 1百万円)を、それぞれ控除して表示しております。

(3) 国内業務部門・国際業務部門別役務取引の状況

国内業務部門の役務取引等収益は4,414百万円、役務取引等費用は2,767百万円となりました。

また、国際業務部門の役務取引等収益は19百万円、役務取引等費用は6百万円となりました。

この結果、全体の役務取引等収益は4,433百万円、役務取引等費用は2,773百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	4,558	22	—	4,581
	当中間連結会計期間	4,414	19	—	4,433
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	287	—	—	287
	当中間連結会計期間	242	—	—	242
うち為替業務	前中間連結会計期間	635	22	—	658
	当中間連結会計期間	624	19	—	643
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	600	—	—	600
	当中間連結会計期間	641	—	—	641
うち代理業務	前中間連結会計期間	35	—	—	35
	当中間連結会計期間	27	—	—	27
うち保護預り・ 貸金庫業務	前中間連結会計期間	85	—	—	85
	当中間連結会計期間	86	—	—	86
うち保証業務	前中間連結会計期間	188	—	—	188
	当中間連結会計期間	162	—	—	162
うちリース業務	前中間連結会計期間	2,351	—	—	2,351
	当中間連結会計期間	2,328	—	—	2,328
役務取引等費用	前中間連結会計期間	2,706	6	—	2,712
	当中間連結会計期間	2,767	6	—	2,773
うち為替業務	前中間連結会計期間	106	6	—	113
	当中間連結会計期間	103	6	—	109

(注) 1. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。

ただし、円建対非居住者取引から発生した役務取引は国際業務部門に含めております。

[次へ](#)

(4) 国内業務部門・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	1,146,628	30,444	1,177,072
	当中間連結会計期間	1,186,969	3,993	1,190,962
うち流動性預金	前中間連結会計期間	501,979	—	501,979
	当中間連結会計期間	483,410	—	483,410
うち定期性預金	前中間連結会計期間	639,195	—	639,195
	当中間連結会計期間	695,588	—	695,588
うちその他	前中間連結会計期間	5,453	30,444	35,898
	当中間連結会計期間	7,970	3,993	11,964
譲渡性預金	前中間連結会計期間	26,050	—	26,050
	当中間連結会計期間	—	—	—
総合計	前中間連結会計期間	1,172,678	30,444	1,203,122
	当中間連結会計期間	1,186,969	3,993	1,190,962

(注) 1. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。

ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

2. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

3. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

## (5) 国内・海外別貸出金残高の状況

## ① 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成18年9月30日		平成19年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	914,394	100.00	922,652	100.00
製造業	172,221	18.84	174,733	18.94
農業	7,082	0.78	6,333	0.69
林業	15	0.01	14	0.00
漁業	1,920	0.21	1,832	0.20
鉱業	3,880	0.42	3,442	0.37
建設業	80,497	8.80	68,244	7.40
電気・ガス・熱供給・水道業	7,525	0.82	7,572	0.82
情報通信業	3,652	0.40	3,428	0.37
運輸業	33,858	3.70	37,642	4.08
卸売・小売業	122,043	13.35	111,265	12.06
金融・保険業	30,836	3.37	27,262	2.96
不動産業	129,233	14.13	145,176	15.73
各種サービス業	104,085	11.38	118,548	12.85
地方公共団体	29,551	3.23	37,597	4.07
その他	187,991	20.56	179,559	19.46
海外及び特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	914,394	—	922,652	—

(注) 国内とは当行及び連結子会社であります。

## ② 外国政府等向け債権残高(国別)

該当ありません。

(6) 国内業務部門・国際業務部門別有価証券の状況

○ 有価証券残高(未残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	150,225	—	150,225
	当中間連結会計期間	151,129	—	151,129
地方債	前中間連結会計期間	11,120	—	11,120
	当中間連結会計期間	7,665	—	7,665
社債	前中間連結会計期間	64,753	—	64,753
	当中間連結会計期間	51,852	—	51,852
株式	前中間連結会計期間	26,281	—	26,281
	当中間連結会計期間	17,971	—	17,971
その他の証券	前中間連結会計期間	4,735	20,416	25,152
	当中間連結会計期間	5,752	15,666	21,418
合計	前中間連結会計期間	257,117	20,416	277,533
	当中間連結会計期間	234,371	15,666	250,038

- (注) 1. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。  
ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。
2. 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

[次へ](#)



(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

#### 1. 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
業務粗利益	11,011	11,018	6
経費(除く臨時処理分)	8,234	8,325	90
人件費	3,980	3,958	△21
物件費	3,875	3,982	107
税金	378	384	5
業務純益(一般貸倒引当金繰入前、のれん償却前)	2,776	2,692	△84
のれん償却額	—	—	—
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	2,776	2,692	△84
一般貸倒引当金繰入額	△1,576	765	2,341
業務純益	4,352	1,927	△2,425
うち債券関係損益	24	△30	△55
臨時損益	△2,315	△1,396	918
株式関係損益	△35	1,064	1,100
不良債権処理損失	2,383	2,693	310
個別貸倒引当金繰入額	2,362	2,693	331
その他の債権売却損等	20	—	△20
その他臨時損益	103	232	129
経常利益	2,037	531	△1,506
特別損益	11	△222	△233
うち固定資産処分損益	31	△94	△126
税引前中間純利益	2,049	308	△1,740
法人税、住民税及び事業税	67	14	△52
法人税等調整額	605	△426	△1,031
中間純利益	1,376	720	△655

(注) 1. 業務粗利益=(資金運用収支+金銭の信託運用見合費用)+役員取引等収支+その他業務収支

2. 業務純益=業務粗利益-経費(除く臨時処理分)-一般貸倒引当金繰入額

3. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

4. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5. 債券関係損益=国債等債券売却益+国債等債券償還益-国債等債券売却損-国債等債券償還損-国債等債券償却

6. 株式関係損益=株式等売却益-株式等売却損-株式等償却

[前へ](#)

[次へ](#)

## 2. 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	1.67	1.87	0.20
(イ)貸出金利回	1.95	2.15	0.20
(ロ)有価証券利回	0.78	1.06	0.28
(2) 資金調達原価 ②	1.45	1.68	0.23
(イ)預金等利回	0.06	0.28	0.22
(ロ)外部負債利回	0.25	0.25	—
(3) 総資金利鞘 ①-②	0.22	0.19	△0.03

(注) 1. 「国内業務部門」とは当行の円建諸取引であります。  
2. 「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借入金

## 3. ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	8.71	8.05	△0.66
業務純益ベース	13.65	5.76	△7.89
中間純利益ベース	4.31	2.15	△2.16

## 4. 預金・貸出金の状況(単体)

### (1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(末残)	1,181,626	1,195,407	13,780
預金(平残)	1,168,339	1,182,611	14,271
貸出金(末残)	921,130	930,185	9,055
貸出金(平残)	901,092	907,932	6,840

### (2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	784,206	824,980	40,774
法人	264,261	259,585	△4,675
合計	1,048,467	1,084,566	36,098

(注) 譲渡性預金を除いております。

### (3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	272,222	280,674	8,451
住宅ローン残高	171,098	166,256	△4,841
その他ローン残高	101,124	114,417	13,293

### (4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	① 百万円	774,190	775,273	1,083
総貸出金残高	② 百万円	921,130	930,185	9,055
中小企業等貸出金比率	①/② %	84.04	83.34	△0.70
中小企業等貸出先件数	③ 件	45,971	42,730	△3,241
総貸出先件数	④ 件	46,152	42,906	△3,246
中小企業等貸出先件数比率	③/④ %	99.60	99.58	△0.02

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

## 5. 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

### ○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	—	—	—	—
信用状	36	567	15	47
保証	578	10,319	489	4,710
計	614	10,887	504	4,758

(注) 有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務に係る支払承諾5,630百万円については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正されたことに伴い、相殺しております。

前中間会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間会計期間末の支払承諾は4,630百万円減少します。

[前へ](#)      [次へ](#)

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、平成19年3月31日から、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。なお、平成18年9月30日は銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件（平成5年大蔵省告示第55号。以下、「旧告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier1)	資本金	8,670	8,670
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	5,275	5,273
	利益剰余金	49,854	51,634
	自己株式(△)	263	251
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	286	334
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	—	—
	連結子会社の少数株主持分	2,579	2,587
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計 (上記各項目の合計額)	—	—
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
計 (A)	65,829	67,579	
補完的項目 (Tier2)	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)	—	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	4,447	5,703
	負債性資本調達手段等	—	5,999
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	—	5,999
計	4,447	11,702	
うち自己資本への算入額 (B)	4,447	10,597	
控除項目	控除項目(注4) (C)	101	—
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D)	70,176	78,177
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	707,592	687,833
	オフ・バランス取引等項目	4,069	4,594
	信用リスク・アセットの額 (E)	—	692,427
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ( (G) /8%) (F)	—	43,285
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	—	3,462
計 (E) + (F) (注5) (H)	711,662	735,713	
連結自己資本比率(国内基準) = D/H×100 (%)		9.86	10.62
(参考) Tier1比率 = A/H×100 (%)		9.25	9.18

(注) 1. 告示第28条第2項(旧告示第23条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2. 告示第29条第1項第3号(旧告示第24条第1項第3号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること

(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

(4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3. 告示第29条第1項第4号及び第5号（旧告示第24条第1項第4号及び第5号）に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第31条第1項第1号から第6号（旧告示第25条第1項第1号）に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号（旧告示第25条第1項第2号）に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。
5. 平成18年9月30日の金額は、「資産（オン・バランス）項目」と「オフ・バランス取引等項目」を合算したものを記載しております。

[前へ](#)

[次へ](#)

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	8,670	8,670
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	5,267	5,267
	その他資本剰余金	0	—
	利益準備金	8,670	8,670
	その他利益剰余金	40,643	42,394
	その他	—	—
	自己株式(△)	263	251
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	286	334
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	新株予約権	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計 (上記各項目の合計額)	—	—
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計 (A)	62,700	64,416
補完的項目 (Tier2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注1)	—	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	4,386	5,270
	負債性資本調達手段等	—	5,999
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	—	5,999
計	4,386	11,269	
うち自己資本への算入額 (B)	4,386	10,532	
控除項目	控除項目(注4) (C)	101	—
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D)	66,986	74,948
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	697,839	679,264
	オフ・バランス取引等項目	4,069	4,594
	信用リスク・アセットの額 (E)	—	683,858
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ( (G) / 8% ) (F)	—	41,515
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	—	3,321
	計 (E) + (F) (注5) (H)	701,909	725,373
単体自己資本比率(国内基準) = D/H × 100 (%)		9.54	10.33
(参考) Tier 1比率 = A/H × 100 (%)		8.93	8.88

- (注) 1. 告示第40条第2項(旧告示第30条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
2. 告示第41条第1項第3号(旧告示第31条第1項第3号)に掲げる負債性調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
  - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
  - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
  - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第41条第1項第4号及び第5号(旧告示第31条第1項第4号及び第5号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限定されております。
4. 告示第43条第1項第1号から第5号(旧告示第32条第1項)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。
5. 平成18年9月30日の金額は、「資産(オン・バランス)項目」と「オフ・バランス取引等項目」を合算したものを記載しております。



## (資産の査定)

### (参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものとあります。

#### 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更正手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

#### 2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

#### 3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

#### 4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

### 資産の査定額

債権の区分	平成18年9月30日	平成19年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	169	120
危険債権	314	235
要管理債権	72	73
正常債権	8,774	8,986



## 2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

## 3 【対処すべき課題】

経営環境の変化が激しさを増すなか、当行が取り組む最優先課題は、収益力の増強であると認識しております。この課題に対処するべく、具体的な戦略を確実に実施してまいります。

事業性融資及び消費者ローンについては、新営業体制の導入により、法人・個人別に業務の専門性を高め、行員間の競争意識の醸成やスキルアップを図ることで、お客さまとの深度あるリレーションを実践してまいります。また、企業審査への取り組み強化による審査能力の向上、融資事務の本部集中による融資事務の合理化を進めることで、営業力を集中しシェアアップを図ります。また、個人預金の積み上げを図りつつ、引き続きお客さまのニーズにお応えすることで、総合的な収益力の向上による経営体質の確立を目指してまいります。

また、お客さまに対する説明態勢の強化、この9月より本格施行の金融商品取引法の遵守等、常にお客さまの視点に立った取り組みを行ってまいります。

さらに、地域金融機関として、地域経済の活性化に資する企業活動が欠かせないものと考え、営業店と本部が一体となった中小企業の育成・再生活動を推進することで、地域への貢献度を高める必要があると考えております。こうした当行の活動をディスクロージャー誌及びホームページ等を通じて積極的に情報開示し、お客さまへの公正な判断材料の提供及び一層の信頼確保に努めてまいります。

## 4 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

## 5 【研究開発活動】

該当ありません。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間中において、完成した新築、増改築等は次のとおりであります。

銀行業務部門

会社名	店舗名 その他	所在地	設備の内容	敷地面積 (㎡)	建物床面積 (㎡)	完了年月
当行	草薙支店	静岡市 清水区	店舗	1,652 (1,652)	816	平成19年6月

(注) 敷地面積の ( ) 内は、借地の面積 (うち書き) であります。

当中間連結会計期間に重要な異動があった主要な設備の状況は次のとおりであります。

銀行業務部門

会社名	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	土地	建物	動産	合計	異動年月	異動の 内容	
				面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)					
当行	旧草薙支店	静岡市 清水区	店舗	794 (794)	—	6	0	7	平成19年8月	除却

(注) 土地の面積欄の ( ) 内は、借地の面積 (うち書き) であります。

#### 2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除去等について、重要な変更はありません。

また、当中間連結会計期間において新たに確定した重要な設備の新設、増改築等の計画は次のとおりであります。

銀行業務部門

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	設備の 内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月
					総額	既支払額			
当行	天神社屋	静岡市 清水区	増築及 び改修	天神社屋 増築及び 改修工事	1,089	390	自己資金	平成19年9月	平成20年8月

当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の除却等は、次のとおりであります。

銀行業務部門

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	帳簿価額 (百万円)	除却等の 予定年月	除却等による 減少能力
当行	本店別館 社屋	静岡市 清水区	除却	本店別館 社屋	89	平成19年 12月	建物の使用は平成19 年8月中に中止、業務 への影響なし。
当行	天神社屋	静岡市 清水区	除却	既設設備 の一部	35	平成20年 5月	改修工事に伴う一部 既設設備の除却、業 務への影響なし。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	19,800,020
計	19,800,020

##### ② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年12月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	9,600,218	9,600,218	東京証券取引所 市場第一部	株主としての権利内容に制限 のない、標準となる株式
計	9,600,218	9,600,218	—	—

(注) 提出日現在発行数には、平成19年12月1日から報告書を提出する日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

①新株予約権

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
株主総会の決議年月日	平成15年6月26日	同左
新株予約権の数(個)	322	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	32,200	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり5,336 (注) 1	同左
新株予約権の行使期間	平成17年7月1日から 平成22年6月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 1株当たり5,336 資本組入額 1株当たり2,668	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。ただし、本新株予約権はストックオプションを目的として発行されることならびに新株予約権者が新株予約権の行使時の非課税措置の適用を受け得ることを要することに鑑み、新株予約権割当契約書において、譲渡ができないことを規定するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権の発行後、当行が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合(ただし、新株予約権の行使および旧商法第210条ノ2第2項第3号に定める権利の行使の場合を除く。)には、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当行の取締役または従業員の地位を失った場合も権利行使することができる。ただし、就業規則により懲戒解雇、諭旨退職の制裁を受けた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、相続は認めない。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他の処分は認めない。
- (4) その他の条件は、当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に抵触していないこと。

② 新株予約権付社債

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(平成18年12月12日発行)		
	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	5,999	同左

新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1, 193, 356	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	5, 027	同左
新株予約権の行使期間	平成19年2月1日から 平成26年3月28日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価額 1株当たり5, 027 資本組入額（注）1	同左
新株予約権の行使の条件	特になし	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）2	同左
代用払込みに関する事項	（注）3	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—
新株予約権付社債の残高（百万円）	5, 999	同左

（注） 1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に定めるところに従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じたときには、当該端数は切り上げることとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金等の額を減じて得た額とする。

2. 会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、社債と新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
3. 新株予約権の行使に際して出資される財産は、行使する新株予約権に係る社債とし、その価額は当該社債の額面金額とする。

(3) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成19年4月1日～ 平成19年9月30日	—	9,600,218	—	8,670,500	—	5,267,593

(5) 【大株主の状況】

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
鈴与株式会社	静岡県静岡市清水区入船町11番1号	410,904	4.28
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	345,700	3.60
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	341,996	3.56
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	330,908	3.44
共栄火災海上保険株式会社	東京都港区新橋1丁目18番6号	237,000	2.46
清水銀行従業員持株会	静岡県静岡市清水区富士見町3番1号	206,178	2.14
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	203,700	2.12
藍澤証券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目20番3号	170,304	1.77
朝日生命保険相互会社	東京都千代田区大手町2丁目6番1号	155,000	1.61
大同生命保険株式会社	大阪市西区江戸堀一丁目2番1号	148,300	1.54
計	—	2,549,990	26.56

(注) 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ及び共同保有者である同子会社から平成19年2月19日付で関東財務局に提出された大量保有報告書の変更報告書により、平成19年2月12日現在で以下の株式を保有している旨の報告をうけておりますが、当中間会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」では考慮しておりません。

氏名又は名称	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
株式会社三菱東京UFJ銀行 他2社	624,829	6.50

## (6) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 50,100	—	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 9,471,500	94,715	同上
単元未満株式	普通株式 78,618	—	同上
発行済株式総数	9,600,218	—	—
総株主の議決権	—	94,715	—

(注) 1. 上記の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が1,300株含まれております。また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が13個含まれております。

2. 上記の「単元未満株式」欄の普通株式には当行所有の自己株式95株が含まれております。

## ② 【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社清水銀行	静岡市清水区富士見町3番1号	50,100	—	50,100	0.52
計	—	50,100	—	50,100	0.52

## 2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	5,580	5,610	5,530	5,590	5,130	4,870
最低(円)	5,090	5,190	5,300	4,940	4,310	4,060

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

## 3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はございません。



## 第5 【経理の状況】

1. 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

2. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3. 前中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)の中間連結財務諸表及び前中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)の中間財務諸表は証券取引法第193条の2の規定に基づき、また、当中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)の中間連結財務諸表及び当中間会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)の中間財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あずさ監査法人の監査を受けております。

# 1 【中間連結財務諸表等】

## (1) 【中間連結財務諸表】

### ① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度 の連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金		70,993	5.45	50,639	3.93	70,205	5.34
コールローン		—	—	20,000	1.55	30,000	2.28
買入金銭債権		2,493	0.19	1,769	0.14	2,524	0.19
商品有価証券		186	0.01	383	0.03	126	0.01
金銭の信託		998	0.08	1,201	0.09	997	0.07
有価証券	※7,12	277,533	21.31	250,038	19.40	257,669	19.61
貸出金	※1,2, 3,4,5, 6,8	914,394	70.21	922,652	71.57	914,586	69.60
外国為替	※6	682	0.05	720	0.05	805	0.06
その他資産	※7	8,627	0.66	13,342	1.03	9,504	0.73
有形固定資産	※7,9, 10	32,937	2.53	32,569	2.53	32,280	2.46
無形固定資産		1,274	0.10	1,193	0.09	1,135	0.09
繰延税金資産		6,440	0.49	7,839	0.61	5,537	0.42
支払承諾見返	※12	10,887	0.84	4,758	0.37	6,048	0.46
貸倒引当金		△25,010	△1.92	△18,037	△1.39	△17,411	△1.32
資産の部合計		1,302,439	100.00	1,289,071	100.00	1,314,011	100.00



② 【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		16,502	100.00	18,784	100.00	35,743	100.00
資金運用収益		10,876		11,995		22,622	
(うち貸出金利息)		(9,008)		(9,980)		(18,564)	
(うち有価証券利息配当金)		(1,198)		(1,491)		(2,608)	
役員取引等収益		4,581		4,433		9,061	
その他業務収益		627		475		1,340	
その他経常収益	※1	417		1,880		2,719	
経常費用		14,335	86.87	18,160	96.68	29,443	82.38
資金調達費用		1,378		2,351		3,453	
(うち預金利息)		(1,065)		(2,141)		(2,850)	
役員取引等費用		2,712		2,773		5,442	
その他業務費用		534		451		1,363	
営業経費		8,487		8,546		17,102	
その他経常費用	※2	1,220		4,037		2,081	
経常利益		2,167	13.13	623	3.32	6,299	17.62
特別利益		50	0.30	2	0.01	52	0.15
特別損失	※3,4	52	0.32	222	1.18	1,054	2.95
税金等調整前中間(当期)純利益		2,165	13.11	403	2.15	5,297	14.82
法人税、住民税及び事業税		177	1.07	64	0.34	183	0.51
法人税等調整額		554	3.36	△416	△2.21	1,938	5.42
少数株主利益		59	0.36	24	0.13	132	0.37
中間(当期)純利益		1,373	8.32	730	3.89	3,043	8.52

③ 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	8,670	5,275	48,767	△260	62,452
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)			△286		△286
中間純利益			1,373		1,373
自己株式の取得				△5	△5
自己株式の処分		0		2	2
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)		0	1,086	△3	1,083
平成18年9月30日残高(百万円)	8,670	5,275	49,854	△263	63,536

	評価・換算差額等			少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	4,076	—	4,076	2,519	69,048
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)				△6	△293
中間純利益				63	1,437
自己株式の取得					△5
自己株式の処分					2
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	△296	24	△271	2	△268
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	△296	24	△271	59	872
平成18年9月30日残高(百万円)	3,780	24	3,805	2,579	69,921

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日残高(百万円)	8,670	5,276	51,237	△265	64,919
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)			△334		△334
中間純利益			730		730
自己株式の取得				△12	△12
自己株式の処分		△2		25	23
連結子会社の持分変動			△0		△0
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)		△2	396	13	407
平成19年9月30日残高(百万円)	8,670	5,273	51,634	△251	65,326

	評価・換算差額等			少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
平成19年3月31日残高(百万円)	3,060	32	3,092	2,626	70,637
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)					△334
中間純利益					730
自己株式の取得					△12
自己株式の処分					23
連結子会社の持分変動					△0
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	△2,802	△0	△2,803	△38	△2,841
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	△2,802	△0	△2,803	△38	△2,434
平成19年9月30日残高(百万円)	257	31	289	2,587	68,203

(注) 平成19年6月の定時株主総会における決議項目であります。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計

平成18年3月31日残高(百万円)	8,670	5,275	48,767	△260	62,452
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	0	0			1
剰余金の配当(注)			△286		△286
剰余金の配当			△286		△286
当期純利益			3,043		3,043
自己株式の取得				△14	△14
自己株式の処分			△0	10	9
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	0	0	2,470	△4	2,466
平成19年3月31日残高(百万円)	8,670	5,276	51,237	△265	64,919

	評価・換算差額等			少数株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	4,076	—	4,076	2,519	69,048
連結会計年度中の変動額					
新株の発行					1
剰余金の配当(注)					△286
剰余金の配当					△286
当期純利益					3,043
自己株式の取得					△14
自己株式の処分					9
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△1,016	32	△984	106	△877
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	△1,016	32	△984	106	1,588
平成19年3月31日残高(百万円)	3,060	32	3,092	2,626	70,637

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度 の連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
I 営業活動による キャッシュ・フロー				
税金等調整前中間(当期) 純利益		2,165	403	5,297
減価償却費		2,688	2,653	5,379
減損損失		35	101	431
貸倒引当金の増加額		614	626	△6,984
賞与引当金の増加額		△25	△22	△29
役員賞与引当金の増加額		—	△30	30
退職給付引当金の増加額		83	35	93
役員退職慰労引当金の増加額		—	△589	675
睡眠預金払戻損失引当金の 増加額		—	26	—
資金運用収益		△10,876	△11,995	△22,622
資金調達費用		1,378	2,351	3,453
有価証券関係損益(△)		△19	△1,034	△1,645
金銭の信託の運用損益(△)		△0	△1	△1
固定資産処分損益(△)		△30	95	△25
商品有価証券の純増(△)減		15	△256	75
貸出金の純増(△)減		△7,457	△8,066	△7,648
預金の純増減(△)		△5,392	1,923	6,574
譲渡性預金の純増減(△)		25,990	△23,000	22,940
借入金(劣後特約付借入金 を除く)の純増減(△)		△774	224	△1,409
預け金(日銀預け金を除く) の純増(△)減		△408	△820	974
コールローン等の純増(△)減		△285	10,754	△30,316
コールマネー等の純増減(△)		△348	△15	△61
外国為替(資産)の純増(△)減		△8	84	△131
外国為替(負債)の純増減(△)		△1	15	3
資金運用による収入		10,111	11,865	21,854
資金調達による支出		△1,222	△2,906	△3,007
その他		958	△3,587	249
小計		17,188	△21,165	△5,851
法人税等の還付額		—	648	—
法人税等の支払額		△777	△87	△872
営業活動による キャッシュ・フロー		16,411	△20,604	△6,724



区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度 の連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
II 投資活動による キャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		△56,936	△32,009	△109,409
有価証券の売却による収入		8,875	30,348	59,733
有価証券の償還による収入		12,183	5,594	34,069
金銭の信託の増加による支出		△0	△1,200	—
金銭の信託の減少による収入		—	998	—
有形固定資産の取得による 支出		△2,841	△2,955	△5,184
無形固定資産の取得による 支出		△90	△316	△118
有形固定資産の売却による 収入		374	86	489
無形固定資産の売却による 収入		2	—	2
投資活動による キャッシュ・フロー		△38,434	545	△20,417
III 財務活動による キャッシュ・フロー				
劣後特約付新株予約権付社債 の発行による収入		—	—	6,000
配当金支払額		△286	△334	△571
少数株主への配当金支払額		△2	△2	△2
自己株式の取得による支出		△5	△12	△14
自己株式の売却による収入		2	23	9
財務活動による キャッシュ・フロー		△291	△325	5,420
IV 現金及び現金同等物 に係る換算差額		△3	△1	△3
V 現金及び現金同等物 の増加額		△22,319	△20,386	△21,724
VI 現金及び現金同等物 の期首残高		90,853	69,129	90,853
VII 現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高		68,534	48,742	69,129

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社9社 清水ビジネスサービス株式会社 清水銀キャリアアップ株式会社 清水総合メンテナンス株式会社 清水総合リース株式会社 清水信用保証株式会社 清水総合コンピュータサービス株式会社 清水カードサービス株式会社 清水ジェーシービーカード株式会社 株式会社清水地域経済研究センター (2) 非連結子会社 該当ありません。	(1) 連結子会社9社 同左 (2) 非連結子会社 同左	(1) 連結子会社9社 同左 (2) 非連結子会社 同左
2. 持分法の適用に関する事項	(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社 該当ありません。 (3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。 (4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。	(1) 持分法適用の非連結子会社 同左 (2) 持分法適用の関連会社 同左 (3) 持分法非適用の非連結子会社 同左 (4) 持分法非適用の関連会社 同左	(1) 持分法適用の非連結子会社 同左 (2) 持分法適用の関連会社 同左 (3) 持分法非適用の非連結子会社 同左 (4) 持分法非適用の関連会社 同左
3. 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 9月末日 9社	連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 同左	連結子会社の決算日は次のとおりであります。 3月末日 9社
4. 会計処理基準に関する事項	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同左	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 同左</p> <p>(ロ) _____</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。</p>
	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>同左</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産</p> <p>当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 5～50年 動産 2～20年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。</p> <p>ただし、貸与資産（リース物件）については、リース期間を耐用年数としリース期間満了時の処分見積額を残存価額とする定額法により償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産</p> <p>当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 5～50年 動産 2～20年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。</p> <p>ただし、貸与資産（リース物件）については、リース期間を耐用年数としリース期間満了時の処分見積額を残存価額とする定額法により償却しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ2百万円減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響については、当該箇所に記載しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産</p> <p>当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 5～50年 動産 2～20年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。</p> <p>ただし、貸与資産（リース物件）については、リース期間を耐用年数としリース期間満了時の処分見積額を残存価額とする定額法により償却しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		(追加情報) 当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。 この変更により、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ17百万円減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響については、当該箇所に記載しております。	
	② 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づいて定額法により償却しております。	② 無形固定資産 同左	②無形固定資産 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準          当行の貸倒引当金は、          予め定めている償却・引          当基準に則り、次のとお          り計上しております。</p> <p>「銀行等金融機関の資          産の自己査定に係る内部          統制の検証並びに貸倒償          却及び貸倒引当金の監査          に関する実務指針」(日          本公認会計士協会銀行等          監査特別委員会報告第4          号)に規定する正常先債          権及び要注意先債権に相          当する債権については、          一定の種類毎に分類し、          過去の一定期間における          各々の貸倒実績から算出          した貸倒実績率等に基づ          き引き当てております。</p> <p>破綻懸念先債権に相当す          る債権については、債権          額から担保の処分可能見          込額及び保証による回収          可能見込額を控除し、そ          の残額のうち必要と認め          る額を引き当てておりま          す。破綻先債権及び実質          破綻先債権に相当する債          権については、債権額か          ら、担保の処分可能見込          額及び保証による回収可          能見込額を控除した残額          を引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産          の自己査定基準に基づ          き、営業関連部署が資産          査定を実施し、当該部署          から独立した資産監査部          署が査定結果を監査して          おり、その査定結果に基          づいて上記の引当を行っ          ております。</p> <p>連結子会社の貸倒引当          金は、一般債権について          は過去の貸倒実績率等を          勘案して必要と認めた額          を、貸倒懸念債権等特定          の債権については、個別          に回収可能性を勘案し、          回収不能見込額をそれぞ          れ引き当てております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準          同左</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準          同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(6) 賞与引当金の計上基準 同左</p>	<p>(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p>
	<p>(7) 役員賞与引当金の計上基準 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。 (会計方針の変更) 従来、役員賞与は、利益処分により支給時に未処分利益の減少として処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)が会社法施行日以後終了する事業年度の中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準を適用しておりますが、当中間連結会計期間末においては支給見込額を合理的に見積ることが困難であるため引当計上しておりません。</p>	<p>(7) 役員賞与引当金の計上基準 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。なお、当中間連結会計期間末においては支給見込額を合理的に見積ることが困難であるため引当計上しておりません。</p>	<p>(7) 役員賞与引当金の計上基準 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。 (会計方針の変更) 従来、役員賞与は、利益処分により支給時に未処分利益の減少として処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準を適用し、役員に対する賞与を費用として処理することとし、その支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を役員賞与引当金として計上しております。これにより、従来の方法に比べ営業経費は30百万円増加し、税金等調整前当期純利益は同額減少しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(8) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(3年)による定額法により費用処理</p> <p>数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理</p>	<p>(8) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>同左</p>	<p>(8) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(3年)による定額法により費用処理</p> <p>数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理</p>
	<p>(9) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>—————</p>	<p>(9) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>連結子会社9社については、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当行は、役員の退職慰労金支給に備えるため、役員に対する退職慰労金の要支給額を役員退職慰労引当金として計上しておりましたが、平成19年6月26日開催の定時株主総会の決議により打ち切り支給を実施しました。</p>	<p>(9) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、当連結会計年度末における役員退職慰労金支給内規に基づく期末要支給見込額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>役員退職慰労金は、従来、支給時の費用として処理しておりましたが、当連結会計年度から役員退職慰労金支給内規に基づく期末要支給見込額を役員退職慰労引当金として計上することに変更いたしました。この変更は、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に</p>



	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		<p>制度の廃止に伴い、役員退職慰労引当金を全額取崩し、打ち切り支給額の未払分254百万円についてはその他負債に含めて表示しております。</p> <p>なお、役員退職慰労金は、従来、支給時の費用として処理しておりましたが、前連結会計年度から役員退職慰労金支給内規に基づく期末要支給見込額を役員退職慰労引当金として計上することに変更いたしました。</p> <p>この変更は「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号)が平成19年4月13日に公表されたことを契機に実施したため、前中間連結会計期間は従来の方によっております。従って、変更後の方法によった場合と比べ、前中間連結会計期間の経常利益は38百万円、税金等調整前中間純利益は637百万円それぞれ多く計上されております。</p>	<p>「関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)の公表を契機に、役員退職慰労金の将来の支給時における一時的な費用負担を回避し、役員の前在期間にわたり合理的に費用を期間配分することにより、期間損益計算の適正化及び財務内容の健全化を図るために行ったものであります。</p> <p>この変更により、当連結会計年度発生額76百万円は営業経費に計上し、過年度発生額598百万円を特別損失に計上しております。この結果、従来の方と比べ連結経常利益は76百万円、税金等調整前当期純利益は675百万円減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。また、この変更は「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号)が平成19年4月13日に公表されたことを契機に実施したため、当中間連結会計期間は従来の方によっております。従って、変更後の方法によった場合と比べ、当中間連結会計期間の経常利益は38百万円、税金等調整前中間純利益は637百万円多く計上されております。</p>
	<p>(10)睡眠預金払戻損失引当金の計上基準</p> <p>—————</p>	<p>(10)睡眠預金払戻損失引当金の計上基準</p> <p>睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、将来の預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づき、必要額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、負債計上を中止した預金の預金者からの払戻請求に対しては、払戻時に費用として処理しておりま</p>	<p>(10)睡眠預金払戻損失引当金の計上基準</p> <p>—————</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		したが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同報告を適用し、預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づき、必要額を睡眠預金払戻損失引当金として計上しております。この変更により、過年度対応額26百万円を特別損失に計上し、従来の方法に比べ、税金等調整前中間純利益が同額減少しております。	
	(11) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。	(11) 外貨建資産・負債の換算基準 同左	(11) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
	(12) リース取引の処理方法 当行及び連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(12) リース取引の処理方法 同左	(12) リース取引の処理方法 同左
	(13) 重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場	(13) 重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ 同左	(13) 重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。		
	(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下、「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。 ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。	(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 同左	(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 同左
	(14)消費税等の会計処理 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。	(14)消費税等の会計処理 同左	(14)消費税等の会計処理 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。
5.(中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	同左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間連結会計期間から適用しております。当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は、67,317百万円であります。</p> <p>なお、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準)</p> <p>「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p>	<p>—————</p> <p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度及び中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当連結会計年度から適用しております。当連結会計年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は、67,979百万円であります。</p> <p>なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準)</p> <p>「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針)	



注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>※1. 貸出金のうち、破綻先債権額は8,261百万円、延滞債権額は40,283百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は324百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は6,931百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,263百万円、延滞債権額は32,352百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は894百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は6,456百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1. 貸出金のうち、破綻先債権額は4,115百万円、延滞債権額は31,901百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は669百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は7,034百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)																								
<p>※4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は55,800百万円であります。</p> <p>なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※5. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、1,000百万円であります。</p> <p>※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、21,921百万円であります。</p> <p>※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>12,463百万円</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>8,655百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>1,580百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>6,513百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券52,546百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は300百万円であります。</p>	有価証券	12,463百万円	有形固定資産	8,655百万円	預金	1,580百万円	借入金	6,513百万円	<p>※4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は42,966百万円であります。</p> <p>なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※5. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、2,000百万円であります。</p> <p>※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、19,460百万円であります。</p> <p>※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>12,273百万円</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>8,337百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>2,326百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>6,263百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券52,260百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は664百万円であります。</p>	有価証券	12,273百万円	有形固定資産	8,337百万円	預金	2,326百万円	借入金	6,263百万円	<p>※4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は43,721百万円であります。</p> <p>なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※5. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、1,000百万円であります。</p> <p>※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、20,779百万円であります。</p> <p>※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>12,416百万円</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>8,166百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>5,914百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>5,918百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券52,271百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は512百万円であります。</p>	有価証券	12,416百万円	有形固定資産	8,166百万円	預金	5,914百万円	借入金	5,918百万円
有価証券	12,463百万円																									
有形固定資産	8,655百万円																									
預金	1,580百万円																									
借入金	6,513百万円																									
有価証券	12,273百万円																									
有形固定資産	8,337百万円																									
預金	2,326百万円																									
借入金	6,263百万円																									
有価証券	12,416百万円																									
有形固定資産	8,166百万円																									
預金	5,914百万円																									
借入金	5,918百万円																									

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、243,990百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が243,990百万円あります。</p> <p>上記の未実行残高には、総合口座取引の未実行残高102,933百万円が含まれております。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。</p> <p>また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、244,335百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が243,038百万円あります。</p> <p>上記の未実行残高には、総合口座取引の未実行残高110,394百万円が含まれております。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。</p> <p>また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、218,170百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が214,367百万円あります。</p> <p>上記の未実行残高には、総合口座取引の未実行残高101,597百万円が含まれております。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。</p> <p>また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>
<p>※9. 有形固定資産の減価償却累計額 34,704百万円</p>	<p>※9. 有形固定資産の減価償却累計額 34,928百万円</p>	<p>※9. 有形固定資産の減価償却累計額 35,149百万円</p>
<p>※10. 有形固定資産の圧縮記帳額 776百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 ー百万円)</p>	<p>※10. 有形固定資産の圧縮記帳額 755百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 ー百万円)</p>	<p>※10. 有形固定資産の圧縮記帳額 776百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 ー百万円)</p>
<p>※11. _____</p>	<p>※11. 新株予約権付社債5,999百万円は劣後特約付社債であります。</p>	<p>※11. 新株予約権付社債5,999百万円は劣後特約付社債であります。</p>



前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>※12.</p> <p>_____</p>	<p>※12. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は5,630百万円であります。</p> <p>なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正されたことに伴い、相殺しております。</p> <p>前中間連結会計期間において、上記相殺を行った場合は、前中間連結会計期間末の支払承諾および支払承諾見返はそれぞれ4,630百万円減少します。</p>	<p>※12. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は5,330百万円であります。</p> <p>（会計方針の変更）</p> <p>なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から相殺しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ5,330百万円減少しております。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>※1.</p> <p>※2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額941百万円、株式等償却147百万円及び債権売却損32百万円を含んでおります。</p> <p>※3. 特別損失には、減損損失35百万円を含んでおります。</p> <p>※4. 当行及び連結子会社は、減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小区分である営業店単位(ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位)でグルーピングを行っております。その結果、営業利益減少によるキャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により、以下の資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額35百万円を「減損損失」として特別損失に計上しております。</p> <p>&lt;区分&gt; 稼働資産 &lt;地域&gt; 静岡県内 &lt;主な用途&gt; 営業店舗3か所 &lt;種類&gt; 動産 &lt;減損損失&gt; 2百万円</p> <p>&lt;区分&gt; 遊休資産 &lt;地域&gt; 静岡県内 &lt;主な用途&gt; 遊休資産2か所 &lt;種類&gt; 土地 &lt;減損損失&gt; 33百万円</p> <p>減損損失合計 35百万円 なお、当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定されており、主として「不動産鑑定評価基準」(国土交通省平成14年7月3日改正)に準拠して評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	<p>※1. その他経常収益には、株式等売却益1,539百万円を含んでおります。</p> <p>※2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額3,537百万円及び株式等償却458百万円を含んでおります。</p> <p>※3. 特別損失には、減損損失101百万円及び睡眠預金払戻損失引当金繰入額26百万円を含んでおります。</p> <p>※4. 当行及び連結子会社は、減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小区分である営業店単位(ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位)でグルーピングを行っております。その結果、営業利益減少によるキャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により、以下の資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額101百万円を「減損損失」として特別損失に計上しております。なお、遊休資産には、当連結会計期間中に使用を中止した建物の残存簿価96百万円を含んでおります。</p> <p>&lt;区分&gt; 稼働資産 &lt;地域&gt; 静岡県内 &lt;主な用途&gt; 営業店舗1か所 &lt;種類&gt; 建物 &lt;減損損失&gt; 4百万円</p> <p>&lt;区分&gt; 遊休資産 &lt;地域&gt; 静岡県内 &lt;主な用途&gt; 遊休資産3か所 &lt;種類&gt; 土地及び建物 &lt;減損損失&gt; 97百万円 (うち土地 0百万円) (うち建物 96百万円)</p> <p>減損損失合計 101百万円 (うち土地 0百万円) (うち建物 100百万円)</p> <p>なお、当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定されており、主として「不動産鑑定評価基準」(国土交通省平成14年7月3日改正)に準拠して評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	<p>※1. その他経常収益には、株式等売却益2,110百万円及び債権の売却益290百万円を含んでおります。</p> <p>※2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額1,363百万円、株式等償却233百万円、株式等売却損149百万円及び債権の売却損191百万円を含んでおります。</p> <p>※3. 特別損失には、減損損失431百万円及び「役員退職慰労引当金」を設定したことに伴う過年度発生額598百万円を含んでおります。</p> <p>※4. 当行及び連結子会社は、減損損失の算定にあたり、管理会計上の最低区分である営業店単位(ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位)でグルーピングを行っております。その結果、営業利益減少によるキャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により、以下の資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額431百万円を「減損損失」として特別損失に計上しております。</p> <p>&lt;区分&gt; 稼働資産 &lt;地域&gt; 静岡県内 &lt;主な用途&gt; 営業店舗13か所 &lt;種類&gt; 土地、建物及び動産 &lt;減損損失&gt; 386百万円 (うち土地 337百万円) (うち建物 7百万円) (うち動産 41百万円)</p> <p>&lt;区分&gt; 稼働資産 &lt;地域&gt; 静岡県外 &lt;主な用途&gt; 営業店舗1か所 &lt;種類&gt; 建物及び動産 &lt;減損損失&gt; 3百万円 (うち建物 1百万円) (うち動産 1百万円)</p> <p>&lt;区分&gt; 遊休資産 &lt;地域&gt; 静岡県内 &lt;主な用途&gt; 遊休資産2か所 &lt;種類&gt; 土地 &lt;減損損失&gt; 41百万円</p> <p>減損損失合計 431百万円 (うち土地 379百万円) (うち建物 8百万円) (うち動産 43百万円)</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		<p>なお、当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額あるいは使用価値により測定しております。正味売却価額は、主として「不動産鑑定評価基準」(国土交通省平成14年7月3日改正)に準拠して評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。使用価値を算定する際の将来キャッシュ・フローの割引率は5%を使用しております。</p>

[次へ](#)

## (中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:株)

	前連結会計年度 末株式数	当中間連結会計期間 増加株式数	当中間連結会計期間 減少株式数	当中間連結会計期 間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	9,600,020	—	—	9,600,020	
合計	9,600,020	—	—	9,600,020	
自己株式					
普通株式	52,118	1,033	494	52,657	(注)
合計	52,118	1,033	494	52,657	

(注) 変動事由の概要

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 1,033株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買増による減少 494株

## 2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約 権の内訳	新株予 約権の 目的と なる株 式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結 会計期間末 残高 (百万円)	摘要	
			前連結会計 年度末	当中間連結会計期間				当中間連結 会計期間末
				増加	減少			
当行	平成15年 新株予約 権	普通株 式	32,200	—	—	32,200	—	
合計			32,200	—	—	32,200	—	

## 3. 配当に関する事項

(決議)	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月27日 定時株主総会	普通株式	286	30	平成18年3月31日	平成18年6月28日

基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の 種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の 原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成18年11月24日取 締役員会	普通 株式	286	利益 剰余金	30	平成18年9月30日	平成18年12月8日

II 当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：株)

	前連結会計年度 末株式数	当中間連結会計期間 増加株式数	当中間連結会計期間 減少株式数	当中間連結会計期 間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	9,600,218	—	—	9,600,218	
合 計	9,600,218	—	—	9,600,218	
自己株式					
普通株式	52,986	2,284	5,075	50,195	(注)
合 計	52,986	2,284	5,075	50,195	

(注) 変動事由の概要

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 2,284株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買増による減少 75株

ストック・オプションの権利行使による減少 5,000株

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の 内訳	新株予約 権の目的 となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間連 結会計期 間末残高 (百万 円)	摘要
			前連結 会計 年度末	当中間連結会計期間		当中間 連結会計 期間末		
				増加	減少			
当行	平成15年 新株予約権	普通株式	32,200	—	—	32,200	—	
	平成18年第1 回 無担保転換社 債型新株予約 権付社債	普通株式	1,193,356	—	—	1,193,356	—	
合 計			1,225,556	—	—	1,225,556	—	

3. 配当に関する事項

(決議)	株式の 種類	配当金の 総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月26日 定時株主総会	普通株式	334	35	平成19年3月31日	平成19年6月27日

基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の 種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の 原資	1株当たりの 金額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年11月16日 取締役会	普通 株式	334	利益 剰余金	35	平成19年9月30日	平成19年12月10 日

[次へ](#)

Ⅲ前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	9,600,020	198	—	9,600,218	(注) 1
合計	9,600,020	198	—	9,600,218	
自己株式					
普通株式	52,118	2,882	2,014	52,986	(注) 2
合計	52,118	2,882	2,014	52,986	

(注) 1. 発行済株式数は新株予約権付社債の株式転換により198株増加しております。

2. 自己株式の変動事由

増加数の内訳は次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 2,882株

減少数の内訳は次のとおりであります。

単元未満株式の買増による減少 514株

ストック・オプションの権利行使による減少 1,500株

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の 種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当連結 会計年度 末残高 (百万円)	摘要
			前連結会計 年度末	当連結会計年度 増加	減少		
当行	平成15年 新株予約権	普通株式	32,200	—	—	32,200	—
	平成18年第1回無 担保転換社債型新 株予約権付社債	普通株式	—	1,193,554	198	1,193,356	—
合計			—			1,225,556	—

3. 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月27日 定時株主総会	普通株式	286	30	平成18年3月31日	平成18年6月28日
平成18年11月24日 取締役会	普通株式	286	30	平成18年9月30日	平成18年12月8日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の 原資	1株当たりの 金額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月26日 定時株主総会	普通株式	334	利益剰余金	35	平成19年3月31日	平成19年6月27日

## (中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)
平成18年9月30日現在	平成19年9月30日現在	平成19年3月31日現在
現金預け金勘定 70,993	現金預け金勘定 50,639	現金預け金勘定 70,205
預け金 (日銀預け金を除く) $\Delta 2,459$	預け金 (日銀預け金を除く) $\Delta 1,896$	預け金 (日銀預け金を除く) $\Delta 1,076$
現金及び現金同等物 <u>68,534</u>	現金及び現金同等物 <u>48,742</u>	現金及び現金同等物 <u>69,129</u>

## (リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																																																										
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借手側) 該当ありません。</p> <p>(貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>固定資産に含まれているリース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間連結会計期間末残高取得価額</li> </ul> <table> <tr><td>動産</td><td>29,337百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>29,337百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>減価償却累計額</li> </ul> <table> <tr><td>動産</td><td>17,952百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>17,952百万円</td></tr> </table> <p>中間連結会計期間末残高</p> <table> <tr><td>動産</td><td>11,384百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>11,384百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額</li> </ul> <table> <tr><td>1年内</td><td>3,555百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>8,344百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>11,899百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額</li> </ul> <table> <tr><td>受取リース料</td><td>2,237百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>1,941百万円</td></tr> <tr><td>受取利息相当額</td><td>307百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>利息相当額の算定方法</li> </ul> <p>リース料総額とリース物件の取得価額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。</p>	動産	29,337百万円	その他	一百万円	合計	29,337百万円	動産	17,952百万円	その他	一百万円	合計	17,952百万円	動産	11,384百万円	その他	一百万円	合計	11,384百万円	1年内	3,555百万円	1年超	8,344百万円	合計	11,899百万円	受取リース料	2,237百万円	減価償却費	1,941百万円	受取利息相当額	307百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借手側) 該当ありません。</p> <p>(貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>固定資産に含まれているリース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間連結会計期間末残高取得価額</li> </ul> <table> <tr><td>動産</td><td>29,312百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>29,312百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>減価償却累計額</li> </ul> <table> <tr><td>動産</td><td>17,891百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>17,891百万円</td></tr> </table> <p>中間連結会計期間末残高</p> <table> <tr><td>動産</td><td>11,420百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>11,420百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額</li> </ul> <table> <tr><td>1年内</td><td>3,600百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>8,368百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>11,968百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額</li> </ul> <table> <tr><td>受取リース料</td><td>2,244百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>1,944百万円</td></tr> <tr><td>受取利息相当額</td><td>309百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>利息相当額の算定方法</li> </ul> <p>リース料総額とリース物件の取得価額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。</p>	動産	29,312百万円	その他	一百万円	合計	29,312百万円	動産	17,891百万円	その他	一百万円	合計	17,891百万円	動産	11,420百万円	その他	一百万円	合計	11,420百万円	1年内	3,600百万円	1年超	8,368百万円	合計	11,968百万円	受取リース料	2,244百万円	減価償却費	1,944百万円	受取利息相当額	309百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借手側) 該当ありません。</p> <p>(貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>固定資産に含まれているリース物件の取得価額、減価償却累計額及び年度末残高取得価額</li> </ul> <table> <tr><td>動産</td><td>29,307百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>29,307百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>減価償却累計額</li> </ul> <table> <tr><td>動産</td><td>17,759百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>17,759百万円</td></tr> </table> <p>年度末残高</p> <table> <tr><td>動産</td><td>11,547百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>11,547百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料年度末残高相当額</li> </ul> <table> <tr><td>1年内</td><td>3,563百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>8,533百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>12,096百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額</li> </ul> <table> <tr><td>受取リース料</td><td>4,414百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>3,822百万円</td></tr> <tr><td>受取利息相当額</td><td>627百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>利息相当額の算定方法</li> </ul> <p>リース料総額とリース物件の取得価額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。</p>	動産	29,307百万円	その他	一百万円	合計	29,307百万円	動産	17,759百万円	その他	一百万円	合計	17,759百万円	動産	11,547百万円	その他	一百万円	合計	11,547百万円	1年内	3,563百万円	1年超	8,533百万円	合計	12,096百万円	受取リース料	4,414百万円	減価償却費	3,822百万円	受取利息相当額	627百万円
動産	29,337百万円																																																																																											
その他	一百万円																																																																																											
合計	29,337百万円																																																																																											
動産	17,952百万円																																																																																											
その他	一百万円																																																																																											
合計	17,952百万円																																																																																											
動産	11,384百万円																																																																																											
その他	一百万円																																																																																											
合計	11,384百万円																																																																																											
1年内	3,555百万円																																																																																											
1年超	8,344百万円																																																																																											
合計	11,899百万円																																																																																											
受取リース料	2,237百万円																																																																																											
減価償却費	1,941百万円																																																																																											
受取利息相当額	307百万円																																																																																											
動産	29,312百万円																																																																																											
その他	一百万円																																																																																											
合計	29,312百万円																																																																																											
動産	17,891百万円																																																																																											
その他	一百万円																																																																																											
合計	17,891百万円																																																																																											
動産	11,420百万円																																																																																											
その他	一百万円																																																																																											
合計	11,420百万円																																																																																											
1年内	3,600百万円																																																																																											
1年超	8,368百万円																																																																																											
合計	11,968百万円																																																																																											
受取リース料	2,244百万円																																																																																											
減価償却費	1,944百万円																																																																																											
受取利息相当額	309百万円																																																																																											
動産	29,307百万円																																																																																											
その他	一百万円																																																																																											
合計	29,307百万円																																																																																											
動産	17,759百万円																																																																																											
その他	一百万円																																																																																											
合計	17,759百万円																																																																																											
動産	11,547百万円																																																																																											
その他	一百万円																																																																																											
合計	11,547百万円																																																																																											
1年内	3,563百万円																																																																																											
1年超	8,533百万円																																																																																											
合計	12,096百万円																																																																																											
受取リース料	4,414百万円																																																																																											
減価償却費	3,822百万円																																																																																											
受取利息相当額	627百万円																																																																																											
<p>2. オペレーティング・リース取引 借手側、貸手側ともに該当ありません。</p>	<p>2. オペレーティング・リース取引 借手側、貸手側ともに該当ありません。</p>	<p>2. オペレーティング・リース取引 借手側、貸手側ともに該当ありません。</p>																																																																																										

[前へ](#)[次へ](#)



(有価証券関係)

※1. 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」を含めて記載しております。

※2. 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

#### I 前中間連結会計期間末

##### 1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	16,100	15,337	△762
合計	16,100	15,337	△762

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

##### 2. その他有価証券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額(百万円)
株式	16,462	25,073	8,611
債券	223,172	221,469	△1,703
国債	151,675	150,225	△1,449
地方債	11,164	11,120	△44
社債	60,333	60,123	△209
その他	8,973	8,658	△314
合計	248,608	255,202	6,593

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のある株式について144百万円減損処理を行っております。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄の下落率が中間連結会計期間末時点において30%以上下落した場合としております。

##### 3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成18年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	—
その他有価証券	
非上場株式	1,208
社債	4,630
その他の証券	393

## Ⅱ 当中間連結会計期間末

### 1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	15,000	13,592	△1,407
合 計	15,000	13,592	△1,407

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

### 2. その他有価証券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額(百万円)
株式	14,396	16,903	2,507
債券	206,637	205,017	△1,619
国債	152,664	151,129	△1,534
地方債	7,697	7,665	△31
社債	46,275	46,222	△52
その他	6,223	5,947	△275
合 計	227,256	227,868	612

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のある株式について358百万円減損処理を行っております。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄の下落率が中間連結会計期間末時点において30%以上下落した場合としております。

### 3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成19年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	—
その他有価証券	
非上場株式	1,068
社債	5,630
その他の証券	470

[前へ](#)

[次へ](#)

### Ⅲ 前連結会計年度末

#### 1. 売買目的有価証券(平成19年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	126	1

#### 2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—
その他	13,000	11,931	△1,068	10	1,078
合計	13,000	11,931	△1,068	10	1,078

(注) 1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

#### 3. その他有価証券で時価のあるもの(平成19年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	17,463	24,776	7,312	7,486	173
債券	206,823	205,065	△1,757	295	2,053
国債	148,705	147,048	△1,657	201	1,859
地方債	9,725	9,680	△44	12	57
社債	48,392	48,336	△56	81	137
その他	8,253	8,059	△193	126	320
合計	232,540	237,901	5,361	7,909	2,548

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. 当連結会計年度において、その他有価証券で時価のあるものについて、226百万円減損処理を行っております。

また、「時価が著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄の下落率が期末時点において30%以上下落した場合としております。

#### 4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

該当ありません。

#### 5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	59,733	2,148	269

6. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成19年3月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	—
その他有価証券	
非上場株式	1,079
社債	5,330
その他の証券	358

7. 保有目的を変更した有価証券(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成19年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	13,036	163,620	10,262	23,475
国債	—	114,447	9,611	22,989
地方債	908	8,703	68	—
社債	12,127	40,469	582	486
その他	—	157	355	13,393
合 計	13,036	163,778	10,618	36,869

[前へ](#)

[次へ](#)

(金銭の信託関係)

I 前中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

II 当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成19年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
その他の金銭の信託	1,201	1,201	—

III 前連結会計年度末

1. 運用目的の金銭の信託(平成19年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	997	—

2. 満期保有目的の金銭の信託(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

I 前中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成18年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	6,593
その他有価証券	6,593
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	2,615
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	3,978
(△)少数株主持分相当額	197
その他有価証券評価差額金	3,780

II 当中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成19年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	612
その他有価証券	612
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	243
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	368
(△)少数株主持分相当額	110
その他有価証券評価差額金	257

III 前連結会計年度末

○その他有価証券評価差額金(平成19年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	5,361
その他有価証券	5,361
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	2,129
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	3,231
(△)少数株主持分相当額	171
その他有価証券評価差額金	3,060

[前へ](#)

[次へ](#)

(デリバティブ取引関係)

I 前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(ヘッジ会計適用分を除く)(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—
	為替予約	645	△2	△2
	通貨オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	△2	△2

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

## II 当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(ヘッジ会計適用分を除く)(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—
	為替予約	536	3	3
	通貨オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	3	3

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。



### Ⅲ 前連結会計年度末

#### 1. 取引の状況に関する事項

##### ①取引の内容

当行で行っているデリバティブ取引は、金利関連では、金利スワップ取引、通貨関連では、先物為替予約取引、有価証券では、債券先物取引・債券先物オプション取引であります。

##### ②取組方針

当行のデリバティブ取引の取組方針は、お客様の為替に関するリスク回避に応えるための取組みや、当行の資産・負債の状況から発生する、金利・価格変動・為替の各リスクの回避を主な方針としております。

短期的な売買差益を得るための取引を行うことがあります。その取引は一定の範囲内での取引のみに限定しております。

なお、当行は、主として当行の金利変動等のリスクヘッジを行う「限定的なエンド・ユーザー型」を志向することとしており、仕組みが複雑で投機的な取引は行わない方針であります。

##### ③利用目的

お客様の為替変動リスク回避のために、先物為替予約取引をご利用頂いております。当行の資産・負債のリスク回避として、金利変動リスクには金利スワップ取引を、価格変動リスクには債券先物取引・債券先物オプション取引を、外貨建資産・負債の為替変動リスク回避のため為替スワップ取引を利用しております。

###### (金利リスクヘッジ)

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

###### (為替変動リスクヘッジ)

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

##### ④リスクの内容

デリバティブ取引は、市場価格の変動に係る市場リスクや、お取引先の契約不履行に係る信用リスク等を有しており、当行では、それらのリスクを下記の通り厳格なリスク管理体制のもとで適切に管理しております。

##### ⑤リスク管理体制

当行では、経営に関する基本規程として「リスク管理規程」を制定するとともに、取締役会においてリスク管理に関する方針を定めており、これに基づきリスク管理体制を整備しております。

当行では、定期的開催するALM収益管理委員会等において、安定的に収益を確保し、収益とリスクの適切なバランスを保持していくため、銀行全体が抱えるリスクを的確に把握し、それに応じた諸施策の実施について協議しております。こうした協議内容やリスク管理の運用状況については、取締役会・経営会議に定期的に報告しております。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(ヘッジ会計適用分を除く)(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成19年3月31日現在)

	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約	894	—	2	2
	売建	641	—	2	2
	買建	252	—	0	0
	通貨オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	2	2

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

[前へ](#)

[次へ](#)

(ストック・オプション等関係)

I 前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1. スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名  
該当ありません。
2. 当中間連結会計期間に付与したStock・オプションの内容  
該当ありません。
3. 当中間連結会計期間より前に付与したStock・オプションの内容

(1) Stock・オプションの内容

	平成12年 Stock・オプション	平成13年 Stock・オプション	平成15年 Stock・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役10名	当社取締役9名 当社使用人12名	当社取締役11名 当社使用人13名
株式の種類別のStock・オプションの付与数	普通株式 13,000株	普通株式 27,000株	普通株式 32,200株
付与日	平成12年6月27日	平成13年6月26日	平成15年6月26日
権利確定条件	権利確定条件は付しておりません。	権利確定条件は付しておりません。	権利確定条件は付しておりません。
対象勤務期間	—	—	—
権利行使期間	平成14年6月27日から 平成19年6月26日まで	平成15年6月26日から 平成20年6月25日まで	平成17年7月1日から 平成22年6月30日まで

(2) Stock・オプションの規模及びその変動状況

当中間連結会計期間において存在したStock・オプションを対象とし、Stock・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① Stock・オプションの数

	平成12年 Stock・オプション	平成13年 Stock・オプション	平成15年 Stock・オプション
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残高	—	—	—
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	10,500	27,000	32,200
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残高	10,500	27,000	32,200

② 単価情報

	平成12年 Stock・オプション	平成13年 Stock・オプション	平成15年 Stock・オプション
権利行使価格(円)	4,580	5,730	5,336
行使時平均株価(円)	—	—	—
公正な評価単価(付与日)(円)	—	—	—

II 当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1. Stock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名  
該当ありません。
2. 当中間連結会計期間に付与したStock・オプションの内容  
該当ありません。

Ⅲ前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1. ストック・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名

該当ありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成12年 ストック・オプション	平成13年 ストック・オプション	平成15年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役10名	当行取締役9名 当行使用人12名	当行取締役11名 当行使用人13名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 13,000株	普通株式 27,000株	普通株式 32,200株
付与日	平成12年6月27日	平成13年6月26日	平成15年6月26日
権利確定条件	権利確定条件は付しておりません。	権利確定条件は付しておりません。	権利確定条件は付しておりません。
対象勤務期間	—	—	—
権利行使期間	平成14年6月27日から 平成19年6月26日まで	平成15年6月26日から 平成20年6月25日まで	平成17年7月1日から 平成22年6月30日まで

(注) 株式数に換算して記載している。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成19年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	平成12年 ストック・オプション	平成13年 ストック・オプション	平成15年 ストック・オプション
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	10,500	27,000	32,200
権利確定	—	—	—
権利行使	1,500	—	—
失効	—	—	—
未行使残	9,000	27,000	32,200

②単価情報

	平成12年 ストック・オプション	平成13年 ストック・オプション	平成15年 ストック・オプション
権利行使価格(円)	4,580	5,730	5,336
行使時平均株価(円)	5,240	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する 経常収益	13,124	2,927	451	16,502	—	16,502
(2) セグメント間の内部 経常収益	74	219	674	968	(968)	—
計	13,198	3,147	1,125	17,471	(968)	16,502
経常費用	11,160	3,013	1,089	15,263	(928)	14,335
経常利益	2,037	133	36	2,207	(39)	2,167

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する 経常収益	15,613	2,779	391	18,784	—	18,784
(2) セグメント間の内部 経常収益	88	260	720	1,068	(1,068)	—
計	15,701	3,040	1,111	19,853	(1,068)	18,784
経常費用	15,170	2,937	1,125	19,234	(1,073)	18,160
経常利益 (△経常損失)	531	102	△14	619	4	623

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する 経常収益	28,885	5,963	894	35,743	—	35,743
(2) セグメント間の内部 経常収益	126	446	1,365	1,938	(1,938)	—
計	29,011	6,410	2,259	37,681	(1,938)	35,743
経常費用	23,079	6,239	2,133	31,452	(2,008)	29,443
経常利益	5,932	171	125	6,229	70	6,299

(注) 1. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 各事業の主な内容は次のとおりであります。

- (1) 銀行業 ・ ・ ・ ・ ・ 銀行業
- (2) リース業 ・ ・ ・ ・ ・ リース業
- (3) その他の事業 ・ ・ ・ 信用保証業務、クレジットカード業務等

3. 会計方針の変更等

(1) 「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」中、「4 会計処理基準に関する事項」の「(4) 減価償却の方法 ①有形固定資産の(会計方針の変更)」に記載のとおり、平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、従来の方法によった場合に比べ営業経費が「銀行業」で2百万円、「リース業」及び「その他の事業」で0百万円増加し、経常利益はそれぞれ同額減少しております。

(2) 「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」中、「4 会計処理基準に関する事項」の「(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産の(追加情報)」に記載のとおり、当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。この変更により、従来の方法によった場合に比べ、経常費用が「銀行業」で17百万円、「リース業」及び「その他の事業」で0百万円増加し、経常利益はそれぞれ同額減少しております。

**【所在地別セグメント情報】**

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が100%であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

**【国際業務経常収益】**

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	金額(百万円)
I 国際業務経常収益	1,167
II 連結経常収益	16,502
III 国際業務経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	7.0

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	金額(百万円)
I 国際業務経常収益	846
II 連結経常収益	18,784
III 国際業務経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	4.5

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	金額(百万円)
I 国際業務経常収益	2,480
II 連結経常収益	35,743
III 国際業務経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	6.9

- (注) 1. 一般企業の海外売上高に代えて、国際業務経常収益を記載しております。  
2. 国際業務経常収益は、国内での外貨建諸取引、円建貿易手形取引、円建対非居住者諸取引であり、国又は地域毎のセグメント情報は、海外に本支店、連結子会社を有しないため、作成していません。

## (1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額	円	7,053.49	6,870.82	7,123.71
1株当たり中間(当期)純利益	円	143.84	76.52	318.78
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益	円	143.81	68.30	304.27

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間末 平成18年9月30日	当中間連結会計期間末 平成19年9月30日	前連結会計年度末 平成19年3月31日
純資産の部の合計額	百万円	69,921	68,203	70,637
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	2,579	2,587	2,626
うち少数株主持分	百万円	2,579	2,587	2,626
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	百万円	67,342	65,616	68,011
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数	千株	9,547	9,550	9,547

(注) 2. 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益	百万円	1,373	730	3,043
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—	—
普通株式に係る中間(当期)純利益	百万円	1,373	730	3,043
普通株式の(中間)期中平均株式数	千株	9,547	9,549	9,547
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益調整額	百万円	—	2	1
うち支払利息(税額相当額控除後)	百万円	—	1	1
うち事務手数料等(税額相当額控除後)	百万円	—	1	0
普通株式増加数	千株	1	1,193	461
うち新株予約権付社債	千株	—	1,193	459
うち自己株式方式によるストック・オプション	千株	1	—	1
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		①自己株式取得方式によるストック・オプション 27,000株 (定時株主総会の決議日) 平成13年6月26日 ②新株予約権322個 (定時株主総会の決議日) 平成15年6月26日 上記①、②については、期中平均株価が行使価格を下回っている為、希薄化効果を有していません。	同左	同左

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(転換社債型新株予約権付社債の発行)</p> <p>当行は、平成18年11月24日開催の取締役会において、120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)の発行を決議し、12月12日付で下記のとおり発行しました。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 社債の総額 金60億円</li><li>2. 払込金額 額面100円につき金100円</li><li>3. 発行価格(募集価格) 額面100円につき金102.5円</li><li>4. 社債の利率 年0.1%</li><li>5. 転換価額 1株につき5,027円</li><li>6. 行使請求期間 平成19年2月1日～平成26年3月31日</li><li>7. 償還期限 平成26年3月31日</li><li>8. 担保 なし</li><li>9. 資金使途 運転資金に充当</li></ol>		

(2) 【その他】

該当ありません。



## 2 【中間財務諸表等】

### (1) 【中間財務諸表】

#### ① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度 の要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金		70,100	5.43	49,277	3.85	69,416	5.32
コールローン		—	—	20,000	1.56	30,000	2.30
買入金銭債権		2,493	0.19	1,769	0.14	2,524	0.19
商品有価証券		186	0.01	383	0.03	126	0.01
金銭の信託		998	0.08	1,201	0.09	997	0.08
有価証券	※ 1, 8, 13	277,181	21.45	249,855	19.54	257,366	19.73
貸出金	※2, 3, 4, 5, 6, 7, 9	921,130	71.30	930,185	72.73	921,818	70.67
外国為替	※7	682	0.05	720	0.06	805	0.06
その他資産	※8	5,109	0.40	10,216	0.80	6,364	0.49
有形固定資産	※ 10, 11	19,536	1.51	18,832	1.47	18,787	1.44
無形固定資産		1,259	0.10	1,180	0.09	1,120	0.09
繰延税金資産		5,977	0.46	7,338	0.57	5,074	0.39
支払承諾見返	※13	10,887	0.84	4,758	0.37	6,048	0.46
貸倒引当金		△23,553	△1.82	△16,631	△1.30	△16,039	△1.23
資産の部合計		1,291,989	100.00	1,279,088	100.00	1,304,411	100.00

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度 の要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	※8	1,181,626	91.46	1,195,407	93.46	1,194,038	91.54
譲渡性預金		26,050	2.01	—	—	23,000	1.76
コールマネー		74	0.01	346	0.03	361	0.03
借入金		181	0.01	220	0.02	240	0.02
外国為替		4	0.00	24	0.00	9	0.00
新株予約権付社債	※12	—	—	5,999	0.47	5,999	0.46
その他負債		3,302	0.26	4,153	0.32	3,578	0.28
賞与引当金		513	0.04	499	0.04	510	0.04
役員賞与引当金		—	—	—	—	30	0.00
退職給付引当金		2,595	0.20	2,634	0.21	2,606	0.20
役員退職慰労引当金		—	—	—	—	575	0.04
睡眠預金払戻損失引当金		—	—	26	0.00	—	—
支払承諾	※13	10,887	0.84	4,758	0.37	6,048	0.46
負債の部合計		1,225,235	94.83	1,214,069	94.92	1,236,999	94.83
(純資産の部)							
資本金		8,670	0.67	8,670	0.68	8,670	0.67
資本剰余金		5,267	0.41	5,267	0.41	5,267	0.40
資本準備金		5,267		5,267		5,267	
その他資本剰余金		0		—		—	
利益剰余金		49,313	3.82	51,064	3.99	50,679	3.89
利益準備金		8,670		8,670		8,670	
その他利益剰余金		40,643		42,394		42,009	
別途積立金		37,932		40,432		37,932	
退職手当基金		501		—		501	
繰越利益剰余金		2,209		1,961		3,576	
自己株式		△263	△0.02	△251	△0.02	△265	△0.02
株主資本合計		62,987	4.88	64,750	5.06	64,352	4.94
その他有価証券評価差額金		3,742	0.29	236	0.02	3,026	0.23
繰延ヘッジ損益		24	0.00	31	0.00	32	0.00
評価・換算差額等合計		3,766	0.29	268	0.02	3,059	0.23
純資産の部合計		66,754	5.17	65,018	5.08	67,412	5.17
負債及び純資産の部合計		1,291,989	100.00	1,279,088	100.00	1,304,411	100.00

② 【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度 の要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		13,198	100.00	15,701	100.00	29,011	100.00
資金運用収益		10,863		11,958		22,573	
(うち貸出金利息)		(8,997)		(9,945)		(18,519)	
(うち有価証券利息配当金)		(1,196)		(1,490)		(2,604)	
役員取引等収益		1,893		1,843		3,701	
その他業務収益		59		23		93	
その他経常収益	※2	381		1,876		2,642	
経常費用		11,160	84.56	15,170	96.62	23,079	79.55
資金調達費用		1,333		2,312		3,342	
(うち預金利息)		(1,066)		(2,146)		(2,853)	
役員取引等費用		466		462		942	
その他業務費用		6		34		198	
営業経費	※1	8,325		8,416		16,808	
その他経常費用	※3	1,029		3,945		1,788	
経常利益		2,037	15.44	531	3.38	5,932	20.45
特別利益		48	0.37	0	0.00	50	0.17
特別損失	※4,5	36	0.28	222	1.42	955	3.30
税引前中間(当期)純利益		2,049	15.53	308	1.96	5,026	17.32
法人税、住民税及び事業税		67	0.51	14	0.08	22	0.08
法人税等調整額		605	4.59	△426	△2.71	1,974	6.80
中間(当期)純利益		1,376	10.43	720	4.59	3,029	10.44

③ 【中間株主資本等変動計算書】

I 前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
					別途積立金	退職手当基金	繰越利益剰余金		
平成18年3月31日残高(百万円)	8,670	5,267	—	5,267	8,670	43,932	501	△4,879	48,223
中間会計期間中の変動額									
剰余金の配当(注)								△286	△286
別途積立金の取崩(注)						△6,000		6,000	—
中間純利益								1,376	1,376
自己株式の取得									
自己株式の処分			0	0					
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)									
中間会計期間中の変動額合計(百万円)			0	0		△6,000		7,089	1,089
平成18年9月30日残高(百万円)	8,670	5,267	0	5,267	8,670	37,932	501	2,209	49,313

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
平成18年3月31日残高(百万円)	△260	61,900	4,038	—	4,038	65,939
中間会計期間中の変動額						
剰余金の配当(注)		△286				△286
別途積立金の取崩(注)		—				—
中間純利益		1,376				1,376
自己株式の取得	△5	△5				△5
自己株式の処分	2	2				2
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)			△296	24	△271	△271
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	△3	1,086	△296	24	△271	815
平成18年9月30日残高(百万円)	△263	62,987	3,742	24	3,766	66,754

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

Ⅱ 当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
					別途積立金	退職手当基金	繰越利益剰余金		
平成19年3月31日残高(百万円)	8,670	5,267	—	5,267	8,670	37,932	501	3,576	50,679
中間会計期間中の変動額									
剰余金の配当(注)								△334	△334
別途積立金の積立(注)						2,500		△2,500	—
退職手当基金の取崩(注)							△501	501	—
中間純利益								720	720
自己株式の取得									
自己株式の処分								△2	△2
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)									
中間会計期間中の変動額合計(百万円)						2,500	△501	△1,614	384
平成19年9月30日残高(百万円)	8,670	5,267	—	5,267	8,670	40,432	—	1,961	51,064

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
平成19年3月31日残高(百万円)	△265	64,352	3,026	32	3,059	67,412
中間会計期間中の変動額						
剰余金の配当(注)		△334				△334
別途積立金の積立(注)		—				—
退職手当基金の取崩(注)		—				—
中間純利益		720				720
自己株式の取得	△12	△12				△12
自己株式の処分	25	23				23
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)			△2,790	△0	△2,791	△2,791
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	13	397	△2,790	△0	△2,791	△2,393
平成19年9月30日残高(百万円)	△251	64,750	236	31	268	65,018

(注) 平成19年6月の定時株主総会における決議項目であります。

Ⅲ前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
					別途積立金	退職手当基金	繰越利益剰余金		
平成18年3月31日残高 (百万円)	8,670	5,267	—	5,267	8,670	43,932	501	△4,879	48,223
事業年度中の変動額									
新株の発行	0	0		0					
剰余金の配当(注)								△286	△286
剰余金の配当								△286	△286
別途積立金の取崩(注)						△6,000		6,000	—
当期純利益								3,029	3,029
自己株式の取得									
自己株式の処分								△0	△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)									
事業年度中の変動額合計(百万円)	0	0	—	0	—	△6,000	—	8,456	2,456
平成19年3月31日残高 (百万円)	8,670	5,267	—	5,267	8,670	37,932	501	3,576	50,679

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
平成18年3月31日残高(百万円)	△260	61,900	4,038	—	4,038	65,939
事業年度中の変動額						
新株の発行		1				1
剰余金の配当(注)		△286				△286
剰余金の配当		△286				△286
別途積立金の取崩(注)		—				—
当期純利益		3,029				3,029
自己株式の取得	△14	△14				△14
自己株式の処分	10	9				9
株主資本以外の項目の事業年度中の 変動額(純額)			△1,011	32	△979	△979
事業年度中の変動額合計(百万円)	△4	2,452	△1,011	32	△979	1,473
平成19年3月31日残高(百万円)	△265	64,352	3,026	32	3,059	67,412

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

[次へ](#)

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。	同左	同左
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(1) 同左</p> <p>(2) _____</p>	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。</p>
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同左	同左
4. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産</p> <p>有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 : 5~50年 動産 : 2~20年</p>	<p>(1) 有形固定資産</p> <p>有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 : 5~50年 動産 : 2~20年</p>	<p>(1) 有形固定資産</p> <p>有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 : 5~50年 動産 : 2~20年</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		<p>(会計方針の変更)</p> <p>平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税引前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ2百万円減少しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当中間会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で償却しております。この変更により経常利益及び税引前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ17百万円減少しております。</p>	
	<p>(2) 無形固定資産</p> <p>無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。</p>	<p>(2) 無形固定資産</p> <p>同左</p>	<p>(2) 無形固定資産</p> <p>同左</p>



	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
5. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>同左</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>同左</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。	(2) 賞与引当金 同左	(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
	(3) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。 (会計方針の変更) 従来、役員賞与は、利益処分により支給時に未処分利益の減少として処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)が会社法施行日以後終了する事業年度の中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準を適用しておりますが、当中間会計期間末においては支給見込額を合理的に見積ることが困難であるため引当計上しておりません。	(3) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。当中間会計期間末においては支給見込額を合理的に見積ることが困難であるため引当計上しておりません。	(3) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。 (会計方針の変更) 従来、役員賞与は、利益処分により支給時に未処分利益の減少として処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準を適用し、役員に対する賞与を費用として処理することとし、その支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を役員賞与引当金として計上しております。これにより、従来の方法に比べ営業経費は30百万円増加し、税引前当期純利益は同額減少しております。
	(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。	(4) 退職給付引当金 同左	(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(3年)による定額法により費用処理。</p> <p>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理。</p>		<p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(3年)による定額法により費用処理。</p> <p>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理。</p>
	<p>(5) 役員退職慰労引当金の計上基準</p>	<p>(5) 役員退職慰労引当金の計上基準 (追加情報)</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく要支給額を計上しておりましたが、平成19年6月26日開催の定時株主総会において役員退職慰労金制度の廃止を決議し、これに伴い、打ち切り支給を実施しました。制度の廃止に伴い、役員退職慰労引当金を全額取崩し、打ち切り支給額の未払い分254百万円についてはその他負債に含めて表示しております。</p> <p>なお、役員退職慰労金は、従来、支給時の費用として処理しておりましたが、前事業年度から役員退職慰労金支給内規に基づく期末要支給見込額を役員退職慰労引当金として計上することに変更いたしました。</p> <p>この変更は「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号)が平成19年4月13日に公表されたことを契機に実施したため、前中間会計期間は従来の方法によっております。</p>	<p>(5) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、当事業年度末における役員退職慰労金支給内規に基づく期末要支給見込額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>役員退職慰労金は、従来、支給時の費用として処理しておりましたが、当事業年度から役員退職慰労金支給内規に基づく期末要支給見込額を役員退職慰労引当金として計上することに変更いたしました。この変更は、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)の公表を契機に、役員退職慰労金の将来の支給時における一時的な費用負担を回避し、役員の内任期間にわたり合理的に費用を期間配分することにより、期間損益計算の適正化及び財務内容の健全化を図るために行ったものであります。</p> <p>この変更により、当期発生額50百万円は営業経費に計上し、過年度発生額525百万円を特別損失に計上しております。これにより、従来の方法に比べ経常利益は50百万円減少し、税引前当期純利益は575百万円減少しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		従って、変更後の方法によった場合と比べ、前中間期の経常利益は25百万円、税引前中間純利益は550百万円多く計上されております。	なお、この変更は「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号）が平成19年4月13日に公表されたことを契機に実施したため、当中間期は従来の方法によっております。従って、変更後の方法によった場合と比べ、当中間期の経常利益は25百万円、税引前中間純利益は550百万円多く計上されております。
	(6) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準  _____	(6) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、将来の預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づき、必要額を計上しております。 (会計方針の変更) 従来、負債計上を中止した預金の預金者からの払戻請求に対しては、払戻時に費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日）が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同報告を適用し、預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づき、必要額を睡眠預金払戻損失引当金として計上しております。この変更により、過年度対応額26百万円を特別損失に計上し、従来の方法に比べ、税引前中間純利益が同額減少しております。	(6) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準  _____

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左	外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左	同左
8. ヘッジ会計の方法	(イ)金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。	(イ)金利リスク・ヘッジ 同左	(イ)金利リスク・ヘッジ 同左

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>	<p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>
9. 消費税等の会計処理	<p>消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。</p>	同左	<p>消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。</p>

[次へ](#)

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間会計期間から適用しております。当中間会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は66,729百万円であります。</p> <p>なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準)</p> <p>「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる中間貸借対照表等に与える影響はありません。</p>	<p>—————</p> <p>—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当事業年度から適用しております。当事業年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は67,379百万円であります。</p> <p>なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準)</p> <p>「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準および適用指針を適用しております。これによる貸借対照表等に与える影響はありません。</p>
<p>—————</p>	<p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び当中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>	<p>—————</p>

表示方法の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>
<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始される事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間会計期間から下記のとおり表示を変更しております。</p> <p>(1)「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」及び「中間未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「別途積立金」、「退職手当基金」及び「繰越利益剰余金」として表示しております。</p> <p>(2)「その他資産」中の繰延ヘッジ損失及び「その他負債」中の繰延ヘッジ利益に計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(3)「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(4)「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p>	<p>_____</p>



注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>※1. 関係会社の株式総額 107百万円</p> <p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は7,886百万円、延滞債権額は40,145百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は323百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1. 関係会社の株式総額 107百万円</p> <p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,013百万円、延滞債権額は32,238百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は894百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1. 関係会社の株式総額 107百万円</p> <p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,735百万円、延滞債権額は31,800百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は668百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は6,931百万円でありませす。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は55,286百万円でありませす。</p> <p>なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額でありませす。</p> <p>※6. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、1,000百万円でありませす。</p> <p>※7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理してありませす。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有してありませすが、その額面金額は、21,921百万円でありませす。</p>	<p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は6,452百万円でありませす。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は42,599百万円でありませす。</p> <p>なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額でありませす。</p> <p>※6. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、2,000百万円でありませす。</p> <p>※7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理してありませす。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有してありませすが、その額面金額は、19,460百万円でありませす。</p>	<p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は7,033百万円でありませす。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は43,239百万円でありませす。</p> <p>なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額でありませす。</p> <p>※6. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、1,000百万円でありませす。</p> <p>※7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理してありませす。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有してありませすが、その額面金額は、20,779百万円でありませす。</p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 12,463百万円 担保資産に対応する債務 預金 1,580百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券52,546百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は277百万円であります。</p> <p>※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、230,959百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が230,959百万円あります。</p> <p>上記の未実行残高には、総合口座取引の未実行残高102,933百万円が含まれております。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申込を受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。</p> <p>また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 12,273百万円 担保資産に対応する債務 預金 2,326百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券52,260百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は640百万円であります。</p> <p>※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、232,319百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が231,022百万円あります。</p> <p>上記の未実行残高には、総合口座取引の未実行残高110,394百万円が含まれております。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申込を受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。</p> <p>また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 12,416百万円 担保資産に対応する債務 預金 5,914百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券52,271百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は488百万円であります。</p> <p>※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、205,750百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が201,947百万円あります。</p> <p>上記の未実行残高には、総合口座取引の未実行残高101,597百万円が含まれております。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申込を受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。</p> <p>また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
※10. 有形固定資産の減価償却累計額 16,125百万円	※10. 有形固定資産の減価償却累計額 16,358百万円	※10. 有形固定資産の減価償却累計額 16,546百万円
※11. 有形固定資産の圧縮記帳額 776百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 一百万円)	※11. 有形固定資産の圧縮記帳額 755百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 一百万円)	※11. 有形固定資産の圧縮記帳額 776百万円 (当事業年度圧縮記帳額 一百万円)
※12. _____	※12. 新株予約権付社債5,999百万円は劣後特約付社債であります。	※12. 新株予約権付社債5,999百万円は劣後特約付社債であります。
※13. _____	※13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は5,630百万円です。 なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正されたことに伴い、相殺しております。 前中間期において上記相殺を行った場合は、前中間期末の支払承諾及び支払承諾見返はそれぞれ4,630百万円減少します。	※13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は5,330百万円です。 (会計方針の変更) なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から相殺しております。 これにより、従来の方法に比べ支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ5,330百万円減少しております。

[前へ](#)

[次へ](#)

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																																																												
<p>※1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>420百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>216百万円</td> </tr> </table> <p>※2. _____</p> <p>※3. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額786百万円、債権売却損20百万円及び株式等償却147百万円を含んでおります。</p> <p>※4. 特別損失には、減損損失19百万円を含んでおります。</p> <p>※5. 当行は、減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小区分である営業店単位(ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位)でグルーピングを行っております。その結果、営業利益減少によるキャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により、以下の資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額19百万円を「減損損失」として特別損失に計上しております。</p> <table border="0"> <tr> <td>&lt;区分&gt;</td> <td>稼働資産</td> </tr> <tr> <td>&lt;地域&gt;</td> <td>静岡県内</td> </tr> <tr> <td>&lt;主な用途&gt;</td> <td>営業店舗3か所</td> </tr> <tr> <td>&lt;種類&gt;</td> <td>動産</td> </tr> <tr> <td>&lt;減損損失&gt;</td> <td>2百万円</td> </tr> <tr> <td>&lt;区分&gt;</td> <td>遊休資産</td> </tr> <tr> <td>&lt;地域&gt;</td> <td>静岡県内</td> </tr> <tr> <td>&lt;主な用途&gt;</td> <td>遊休資産1か所</td> </tr> <tr> <td>&lt;種類&gt;</td> <td>土地</td> </tr> <tr> <td>&lt;減損損失&gt;</td> <td>17百万円</td> </tr> </table> <p>減損損失合計 19百万円 (うち土地17百万円) (うち建物 2百万円)</p> <p>なお、当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定されており、主として「不動産鑑定評価基準」(国土交通省平成14年7月3日改正)に準拠して評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	有形固定資産	420百万円	無形固定資産	216百万円	<区分>	稼働資産	<地域>	静岡県内	<主な用途>	営業店舗3か所	<種類>	動産	<減損損失>	2百万円	<区分>	遊休資産	<地域>	静岡県内	<主な用途>	遊休資産1か所	<種類>	土地	<減損損失>	17百万円	<p>※1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>365百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>204百万円</td> </tr> </table> <p>※2. その他経常収益には、株式等売却益1,539百万円を含んでおります。</p> <p>※3. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額3,459百万円及び株式等償却458百万円を含んでおります。</p> <p>※4. 特別損失には、減損損失101百万円及び睡眠預金払戻損失引当金繰入額26百万円を含んでおります。</p> <p>※5. 当行は、減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小区分である営業店単位(ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位)でグルーピングを行っております。その結果、営業利益減少によるキャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により、以下の資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額101百万円を「減損損失」として特別損失に計上しております。</p> <p>なお、遊休資産には、当中間会計期間中に使用を中止した建物の残存簿価96百万円を含んでおります。</p> <table border="0"> <tr> <td>&lt;区分&gt;</td> <td>稼働資産</td> </tr> <tr> <td>&lt;地域&gt;</td> <td>静岡県内</td> </tr> <tr> <td>&lt;主な用途&gt;</td> <td>営業店舗1か所</td> </tr> <tr> <td>&lt;種類&gt;</td> <td>建物</td> </tr> <tr> <td>&lt;減損損失&gt;</td> <td>4百万円</td> </tr> <tr> <td>&lt;区分&gt;</td> <td>遊休資産</td> </tr> <tr> <td>&lt;地域&gt;</td> <td>静岡県内</td> </tr> <tr> <td>&lt;主な用途&gt;</td> <td>遊休資産3か所</td> </tr> <tr> <td>&lt;種類&gt;</td> <td>土地及び建物</td> </tr> <tr> <td>&lt;減損損失&gt;</td> <td>97百万円</td> </tr> </table> <p>減損損失合計 101百万円 (うち土地 0百万円) (うち建物 96百万円)</p>	有形固定資産	365百万円	無形固定資産	204百万円	<区分>	稼働資産	<地域>	静岡県内	<主な用途>	営業店舗1か所	<種類>	建物	<減損損失>	4百万円	<区分>	遊休資産	<地域>	静岡県内	<主な用途>	遊休資産3か所	<種類>	土地及び建物	<減損損失>	97百万円	<p>※1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>837百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>423百万円</td> </tr> </table> <p>※2. その他経常収益には、株式等売却益2,046百万円及び債権の売却益290百万円を含んでおります。</p> <p>※3. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額1,244百万円、株式等償却233百万円及び債権の売却損181百万円を含んでおります。</p> <p>※4. 特別損失には、減損損失407百万円及び「役員退職慰労引当金」を設定したことに伴う過年度発生額525百万円を含んでおります。</p> <p>※5. 当行は、減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小区分である営業店単位(ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位)でグルーピングを行っております。その結果、営業利益減少によるキャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により、以下の資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額407百万円を「減損損失」として特別損失に計上しております。</p> <table border="0"> <tr> <td>&lt;区分&gt;</td> <td>稼働資産</td> </tr> <tr> <td>&lt;地域&gt;</td> <td>静岡県内</td> </tr> <tr> <td>&lt;主な用途&gt;</td> <td>営業店舗13か所</td> </tr> <tr> <td>&lt;種類&gt;</td> <td>土地、建物及び動産</td> </tr> <tr> <td>&lt;減損損失&gt;</td> <td>386百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(うち土地 337百万円)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(うち建物 7百万円)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(うち動産 41百万円)</td> </tr> <tr> <td>&lt;区分&gt;</td> <td>稼働資産</td> </tr> <tr> <td>&lt;地域&gt;</td> <td>静岡県外</td> </tr> <tr> <td>&lt;主な用途&gt;</td> <td>営業店舗1か所</td> </tr> <tr> <td>&lt;種類&gt;</td> <td>建物及び動産</td> </tr> <tr> <td>&lt;減損損失&gt;</td> <td>3百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(うち建物 1百万円)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(うち動産 1百万円)</td> </tr> <tr> <td>&lt;区分&gt;</td> <td>遊休資産</td> </tr> <tr> <td>&lt;地域&gt;</td> <td>静岡県内</td> </tr> <tr> <td>&lt;主な用途&gt;</td> <td>遊休資産1か所</td> </tr> <tr> <td>&lt;種類&gt;</td> <td>土地</td> </tr> <tr> <td>&lt;減損損失&gt;</td> <td>17百万円</td> </tr> </table>	有形固定資産	837百万円	無形固定資産	423百万円	<区分>	稼働資産	<地域>	静岡県内	<主な用途>	営業店舗13か所	<種類>	土地、建物及び動産	<減損損失>	386百万円		(うち土地 337百万円)		(うち建物 7百万円)		(うち動産 41百万円)	<区分>	稼働資産	<地域>	静岡県外	<主な用途>	営業店舗1か所	<種類>	建物及び動産	<減損損失>	3百万円		(うち建物 1百万円)		(うち動産 1百万円)	<区分>	遊休資産	<地域>	静岡県内	<主な用途>	遊休資産1か所	<種類>	土地	<減損損失>	17百万円
有形固定資産	420百万円																																																																																													
無形固定資産	216百万円																																																																																													
<区分>	稼働資産																																																																																													
<地域>	静岡県内																																																																																													
<主な用途>	営業店舗3か所																																																																																													
<種類>	動産																																																																																													
<減損損失>	2百万円																																																																																													
<区分>	遊休資産																																																																																													
<地域>	静岡県内																																																																																													
<主な用途>	遊休資産1か所																																																																																													
<種類>	土地																																																																																													
<減損損失>	17百万円																																																																																													
有形固定資産	365百万円																																																																																													
無形固定資産	204百万円																																																																																													
<区分>	稼働資産																																																																																													
<地域>	静岡県内																																																																																													
<主な用途>	営業店舗1か所																																																																																													
<種類>	建物																																																																																													
<減損損失>	4百万円																																																																																													
<区分>	遊休資産																																																																																													
<地域>	静岡県内																																																																																													
<主な用途>	遊休資産3か所																																																																																													
<種類>	土地及び建物																																																																																													
<減損損失>	97百万円																																																																																													
有形固定資産	837百万円																																																																																													
無形固定資産	423百万円																																																																																													
<区分>	稼働資産																																																																																													
<地域>	静岡県内																																																																																													
<主な用途>	営業店舗13か所																																																																																													
<種類>	土地、建物及び動産																																																																																													
<減損損失>	386百万円																																																																																													
	(うち土地 337百万円)																																																																																													
	(うち建物 7百万円)																																																																																													
	(うち動産 41百万円)																																																																																													
<区分>	稼働資産																																																																																													
<地域>	静岡県外																																																																																													
<主な用途>	営業店舗1か所																																																																																													
<種類>	建物及び動産																																																																																													
<減損損失>	3百万円																																																																																													
	(うち建物 1百万円)																																																																																													
	(うち動産 1百万円)																																																																																													
<区分>	遊休資産																																																																																													
<地域>	静岡県内																																																																																													
<主な用途>	遊休資産1か所																																																																																													
<種類>	土地																																																																																													
<減損損失>	17百万円																																																																																													

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>なお、当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定されており、主として「不動産鑑定評価基準」（国土交通省平成14年7月3日改正）に準拠して評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	<p>減損損失合計 407百万円  (うち土地 355百万円)  (うち建物 8百万円)  (うち動産 43百万円)</p> <p>なお、当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額あるいは使用価値により測定されております。正味売却価額は、主として「不動産鑑定評価基準」（国土交通省平成14年7月3日改正）に準拠して評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。使用価値を測定する際の将来キャッシュ・フローの割引率は5%を使用しております。</p>

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)	摘要
自己株式					
普通株式	52,118	1,033	494	52,657	(注)
合計	52,118	1,033	494	52,657	

(注) 変動事由の概要

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 1,033株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買増による減少 494株

II 当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)	摘要
自己株式					
普通株式	52,986	2,284	5,075	50,195	(注)
合計	52,986	2,284	5,075	50,195	

(注) 変動事由の概要

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 2,284株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買増による減少 75株

ストック・オプションの権利行使による減少 5,000株

III 前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)	摘要
自己株式					
普通株式	52,118	2,882	2,014	52,986	(注)
合計	52,118	2,882	2,014	52,986	

(注) 変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 2,882株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買増による減少 514株

ストック・オプションの権利行使による減少 1,500株

[前へ](#)

[次へ](#)

## (リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																																																										
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額  <table data-bbox="159 504 478 604"> <tr><td>動産</td><td>2,268百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,268百万円</td></tr> </table> </li> <li>減価償却累計額相当額  <table data-bbox="159 638 478 739"> <tr><td>動産</td><td>1,317百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,317百万円</td></tr> </table> </li> <li>中間会計期間末残高相当額  <table data-bbox="159 772 478 873"> <tr><td>動産</td><td>951百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>951百万円</td></tr> </table> </li> <li>未経過リース料中間会計期間末残高相当額  <table data-bbox="159 940 478 1041"> <tr><td>1年内</td><td>275百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>705百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>981百万円</td></tr> </table> </li> <li>支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額  <table data-bbox="159 1108 478 1209"> <tr><td>支払リース料</td><td>160百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>144百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>18百万円</td></tr> </table> </li> <li>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</li> <li>利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</li> </ul> <p>2. オペレーティング・リース取引 該当ありません。</p>	動産	2,268百万円	その他	一百万円	合計	2,268百万円	動産	1,317百万円	その他	一百万円	合計	1,317百万円	動産	951百万円	その他	一百万円	合計	951百万円	1年内	275百万円	1年超	705百万円	合計	981百万円	支払リース料	160百万円	減価償却費相当額	144百万円	支払利息相当額	18百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額  <table data-bbox="582 504 901 604"> <tr><td>動産</td><td>2,841百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,841百万円</td></tr> </table> </li> <li>減価償却累計額相当額  <table data-bbox="582 638 901 739"> <tr><td>動産</td><td>1,604百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,604百万円</td></tr> </table> </li> <li>中間会計期間末残高相当額  <table data-bbox="582 772 901 873"> <tr><td>動産</td><td>1,237百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,237百万円</td></tr> </table> </li> <li>未経過リース料中間会計期間末残高相当額  <table data-bbox="582 940 901 1041"> <tr><td>1年内</td><td>325百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>944百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,270百万円</td></tr> </table> </li> <li>支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額  <table data-bbox="582 1108 901 1209"> <tr><td>支払リース料</td><td>193百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>173百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>22百万円</td></tr> </table> </li> <li>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</li> <li>利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</li> </ul> <p>2. オペレーティング・リース取引 該当ありません。</p>	動産	2,841百万円	その他	一百万円	合計	2,841百万円	動産	1,604百万円	その他	一百万円	合計	1,604百万円	動産	1,237百万円	その他	一百万円	合計	1,237百万円	1年内	325百万円	1年超	944百万円	合計	1,270百万円	支払リース料	193百万円	減価償却費相当額	173百万円	支払利息相当額	22百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額  <table data-bbox="1003 504 1323 604"> <tr><td>動産</td><td>2,386百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,386百万円</td></tr> </table> </li> <li>減価償却累計額相当額  <table data-bbox="1003 638 1323 739"> <tr><td>動産</td><td>1,466百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,466百万円</td></tr> </table> </li> <li>期末残高相当額  <table data-bbox="1003 772 1323 873"> <tr><td>動産</td><td>920百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>920百万円</td></tr> </table> </li> <li>未経過リース料期末残高相当額  <table data-bbox="1003 940 1323 1041"> <tr><td>1年内</td><td>264百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>685百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>950百万円</td></tr> </table> </li> <li>支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額  <table data-bbox="1003 1108 1323 1209"> <tr><td>支払リース料</td><td>327百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>292百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>36百万円</td></tr> </table> </li> <li>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</li> <li>利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</li> </ul> <p>2. オペレーティング・リース取引 該当ありません。</p>	動産	2,386百万円	その他	一百万円	合計	2,386百万円	動産	1,466百万円	その他	一百万円	合計	1,466百万円	動産	920百万円	その他	一百万円	合計	920百万円	1年内	264百万円	1年超	685百万円	合計	950百万円	支払リース料	327百万円	減価償却費相当額	292百万円	支払利息相当額	36百万円
動産	2,268百万円																																																																																											
その他	一百万円																																																																																											
合計	2,268百万円																																																																																											
動産	1,317百万円																																																																																											
その他	一百万円																																																																																											
合計	1,317百万円																																																																																											
動産	951百万円																																																																																											
その他	一百万円																																																																																											
合計	951百万円																																																																																											
1年内	275百万円																																																																																											
1年超	705百万円																																																																																											
合計	981百万円																																																																																											
支払リース料	160百万円																																																																																											
減価償却費相当額	144百万円																																																																																											
支払利息相当額	18百万円																																																																																											
動産	2,841百万円																																																																																											
その他	一百万円																																																																																											
合計	2,841百万円																																																																																											
動産	1,604百万円																																																																																											
その他	一百万円																																																																																											
合計	1,604百万円																																																																																											
動産	1,237百万円																																																																																											
その他	一百万円																																																																																											
合計	1,237百万円																																																																																											
1年内	325百万円																																																																																											
1年超	944百万円																																																																																											
合計	1,270百万円																																																																																											
支払リース料	193百万円																																																																																											
減価償却費相当額	173百万円																																																																																											
支払利息相当額	22百万円																																																																																											
動産	2,386百万円																																																																																											
その他	一百万円																																																																																											
合計	2,386百万円																																																																																											
動産	1,466百万円																																																																																											
その他	一百万円																																																																																											
合計	1,466百万円																																																																																											
動産	920百万円																																																																																											
その他	一百万円																																																																																											
合計	920百万円																																																																																											
1年内	264百万円																																																																																											
1年超	685百万円																																																																																											
合計	950百万円																																																																																											
支払リース料	327百万円																																																																																											
減価償却費相当額	292百万円																																																																																											
支払利息相当額	36百万円																																																																																											



(有価証券関係)

○子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

I 前中間会計期間末 (平成18年9月30日現在)

該当ありません。

II 当中間会計期間末 (平成19年9月30日現在)

該当ありません。

III 前事業年度末 (平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(転換社債型新株予約権付社債の発行)</p> <p>当行は、平成18年11月24日開催の取締役会において、120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債 (劣後特約付) の発行を決議し、12月12日付で下記のとおり発行しました。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>社債の総額 金60億円</li><li>払込金額 額面100円につき金100円</li><li>発行価格 (募集価格) 額面100円につき金102.5円</li><li>社債の利率 年0.1%</li><li>転換価額 1株につき5,027円</li><li>行使請求期間 平成19年2月1日～平成26年3月31日</li><li>償還期限 平成26年3月31日</li><li>担保 なし</li><li>資金使途 運転資金に充当</li></ol>	—	—

(2) 【その他】

中間配当

平成19年11月16日開催の取締役会において、第133期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額	334百万円
1株当たりの中間配当金	35円00銭

## 第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- |     |                     |  |                             |                          |
|-----|---------------------|--|-----------------------------|--------------------------|
| (1) | 有価証券報告書<br>及びその添付書類 | 事業年度<br>(第132期)  | 自 平成18年4月1日<br>至 平成19年3月31日 | 平成19年6月27日<br>関東財務局長に提出  |
| (2) | 臨時報告書               | 企業内容等の開示に関する内閣府令第<br>19条第2項第11号の規定に基づくもの<br>(債権取立不能又は取立遅延のおそれ) |                             | 平成19年9月19日<br>関東財務局長に提出  |
| (3) | 有価証券報告書の<br>訂正報告書   | 平成19年6月27日に提出した上記有価証券<br>報告書の訂正報告書                             |                             | 平成19年10月26日<br>関東財務局長に提出 |

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当ありません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月13日

株式会社 清水銀行  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 山本哲也 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 山下和俊 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社清水銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社清水銀行及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成18年11月24日開催の取締役会決議に基づき、平成18年12月12日付で転換社債型新株予約権付社債を発行した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月5日

株式会社 清 水 銀 行  
取 締 役 会 御 中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社 員  
業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 山 本 哲 也 ㊞

指 定 社 員  
業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 今 野 利 明 ㊞

指 定 社 員  
業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 山 下 和 俊 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社清水銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社清水銀行及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

当監査法人は、会社に対し、監査証明との同時提供が認められる公認会計士法第2条第2項の業務を継続的に行っている。

以 上

---

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月13日

株式会社 清水銀行  
取締役会 御中

## あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 山本 哲也 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 山下 和俊 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社清水銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第132期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要なに応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社清水銀行の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成18年11月24日開催の取締役会決議に基づき、平成18年12月12日付で転換社債型新株予約権付社債を発行した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月5日

株式会社 清水銀行  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 山本 哲也 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 今野 利明 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 山下 和俊 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社清水銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第133期事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社清水銀行の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

当監査法人は、会社に対し、監査証明との同時提供が認められる公認会計士法第2条第2項の業務を継続的に行っている。

以 上

---

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（半期報告書提出会社）が別途保管しております。